

(1) 平成29年第4回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第137号	川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第141号	下小田中小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について	可決 (全会一致)
議案第152号	(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	可決 (全会一致)
議案第153号	(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	可決 (全会一致)

議案審査：12月11日（月）文教委員会

◆議案第137号

《質疑・答弁》

●教育文化会館の大ホール及び川崎市スポーツ・文化総合センターのホールの座席数と利用料金について

○川崎市教育文化会館大ホールの座席数は1, 961席であり、平日の午前・午後・夜間にわたり終日利用した場合の利用料金は17万9, 850円である。

川崎市スポーツ・文化総合センターの座席数は、1階席のみの座席数が1, 112席、終日利用の料金は25万3, 600円、1階席から2階席の合計が1, 671席、終日利用した場合の利用料金は28万5, 300円、1階から3階までの座席数の合計が2, 013席、終日利用した場合の利用料金は、31万7, 000円である。

●川崎市スポーツ・文化総合センターのホールの利用料金の減免の適用対象及び減免割合について

○利用料金の減免の適用については、川崎市スポーツ・文化総合センター条例、条例施行規則及び要綱に条件を定め、適用対象については、市内の芸術・文化団体、川崎市総合文化団体連絡会に加盟する団体及び本市内に所在する学校等、当該施設の設置目的に沿う活動を行っている団体に対して、条件により全額免除のほか、2割相当額又は5割相当額を利用料金から減額している。

●教育文化会館の大ホールを除く施設の供用期限について

○川崎区における新たな市民館機能の整備が最短で平成34年に完了する予定であり、川崎市教育文化会館の大ホールを除く施設については、平成33年度までは供用を継続する予定である。

《意見》

- ・教育文化会館大ホールは、この度の条例改正で廃止されるため、利用の増加が見込まれる川崎市スポーツ・文化総合センターのホールについては、これまでの市民団体の利用を考慮し、減免制度の拡充に努めてほしい。
- ・教育文化会館大ホールを除く施設は引き続き利用可能であるため、利用者に分かりやすい広報・周知に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致可決

◆議案第141号

《質疑・答弁》

●下小田中小学校の児童生徒数及び新たに増築される既存体育館の面積と増築校舎内に整備される新体育館の面積について

○下小田中小学校の児童生徒数は、平成29年5月1日時点で958人である。また、体育館について、既存面積は491平方メートルであり、増築予定の新体育館の面積は約970平方メートルである。

《意見》

- 当該校舎のみならず、校舎の建て替えや改築等に当たっては、地域住民から要望が多くある交流スペースの設置について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致可決

◆議案第152、153号

《一括審査の理由》

いずれも学校給食センター整備に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

●3つの学校給食センターにおける給食の味の均一化について

○南部、中部、北部の各学校給食センターにおいては、同様の献立を作成し、味付けや調味料の成分を含めて細かく規定している。

また、各学校給食センターには、栄養士が配属されているため、給食調理の際には、常に給食の味の確認を行っている。

給食の味については、生徒等から多様な意見が寄せられているため、献立作成に生かしていくたいと考えている。

《意見》

- 栄養士の確認による給食の味付けを適切に行い、安全かつ安心でおいしい給食の提供に取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致可決

(2) 平成29年第4回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内 容	頁
代表質問	自民党	老沼議員	問題行動調査について	5
			学校給食に係る取組状況について	7
			学校保険について	8
			パラムーブメントに関する義務教育課程における取組について	9
			新入学児童生徒学用品費について	9
	公明党	春議員	学校トイレの洋式化について	11
			問題行動調査について	11
			外国籍児童生徒との交流について	13
	共産党	宗田議員	就学援助制度、高校奨学金について	14
			教員の定数内欠員について	14
			少人数学級の拡充について	15
			小学校給食費の改定について	16
			学校トイレの洋式化について	17
			高校生の就労対策について	17
	民進みらい	飯塚議員	小学校給食について	19

② 一般質問

	質問日	委員名	内 容	頁
一般質問	12月15日	末永議員	対話支援機器「コミューン」の活用について	21
		宗田議員	橋樹官衙遺跡群保存活用計画について	21
		川島議員	不審者対応訓練について	23
		河野議員	災害時対策、避難所開設について	23
		渡辺議員	平和事業及び平和教育について	24
	12月18日	野田議員	フッ化物洗口の実施について	25
		田村議員	通級指導教室の拡充について	27
		山田議員	道路の通行規制について	29
		勝又議員	図書館利用について	30
		廣田議員	平和教育と戦没者追悼式について	31
		花輪議員	障害児等の学習支援について	33
		片柳議員	川崎区における区民館のあり方	34
		木庭議員	色覚検査について	35
		重富議員	部活動遠征に関する収支報告について	35
			市民館利用時間枠と料金設定のあり方について	35
	12月19日	矢沢議員	国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画について	38
			学校給食における市内農産物の活用について	38
		春議員	かわさき教育プラン第2期実施計画素案について	40
		市古議員	教職員の定数内欠員について	42
		押本議員	冬季における夜間の校庭開放について	44
		吉岡議員	公共施設長寿命化・生涯学習プラザエレベーターについて	45
		井口議員	南生田小学校の給食室について	46
		大庭議員	新小杉小学校に通う児童の通学路とケア対策について	46
	12月20日	小田議員	市立学校給食室の改修時の対応について	47
		岩隈議員	市立高校の整備計画について	49
		織田議員	特別支援学校卒業生の進路について	49
			医療的ケアが必要な児童・生徒への対応について	49
		沼沢議員	中学校給食の食べ残しについて	50

■ 代表質問（12月6日）自民党 ■

◆問題行動調査について

◎質問

川崎市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について伺います。

この調査結果は文部科学省による「平成28年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に合わせて、神奈川県が実施した「平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」における本市の状況をまとめたものですが、まず本市の調査結果についての率直な見解を伺います。

また、暴力行為の状況ですが、中学校ではどちらかというと減少傾向にあるものの、小学校では増加していて件数が中学校に迫る勢いであり、しかも神奈川県では、小学校と中学校の件数が逆転していることに驚きを隠せません。小学校の暴力行為の増加は幼少期からの家庭の教育力・躾の低下が何よりの原因であり、更には学校において厳しく指導することの難しさを物語っているように思います。これは、教職員の指導に従わない児童が増えているという事であり、子供の権利ばかりが主張され、その権利の根底には人としての義務があるということのバランスのとれた教育が、家庭や学校で出来ていないという事になるのではないでしょうか。国家百年の計と言われ明治維新以降確立してきた日本の教育はとりわけ戦後の教育で「人の心」の部分がおざなりになり、精神の鍛錬はどこか否定的なものとなり、このことすらも「知識」として捉えることからくる皮相的で体裁を取り繕う術を身に付けるようになってきた観があります。加えて「自由」と「野放図」が混同する由々しき状況といえます。昨今報道されている痛ましい事件にも伺い知れるところも多々あるのではないかでしょうか。また、「モンスターペアレント」と言われる存在も同様であります。学校の現在における「教師」である先生方の大変さがうかがえますが、見解を伺います。

今、本市は「共に支える」地域づくりに向けた取組を推進するとしています。地域包括ケアシステムの構築や地域防災力の向上は、多様な経験を持った高齢者や未来を担う若い世代など多くの人がかかわっていくことで共に支え合う豊かな地域として醸成されるものであります。学校に於ける「キャリア在り方生き方教育」はこうした豊かな地域づくりを見据えた人材育成の根幹であり、幼少期における重要な教育であります。「キャリア在り方生き方教育」の現状を伺います。

◎答弁

はじめに、本市の調査結果につきましては、小・中学校において、「暴力行為の発生件数」、「いじめの認知件数」、「不登校児童生徒数」とともに増加しております。

「暴力行為の発生件数」の増加に対しましては、件数の多い学校の状況や、繰り返し暴力行為を行う児童生徒の生活環境等の背景を把握し、早い段階から指導・支援を粘り強く行い、関係機関とも連携して減少に努めてまいりたいと考えております。

「いじめの認知件数」の増加につきましては、文部科学省が、認知件数の多い学校について、「いじめを初期の段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価するなど、こうした国のいじめの認知に関する考え方が定着し、教職員がきめ細かく児童生徒の様子を見守っていることによるものと考えております。

今後も「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に学校が組織的に取り組むよう、周知・徹底してまいります。

「不登校児童生徒数」の増加につきましては、その要因は、多様・複雑であることから、学校だけで抱えることなく、関係機関と連携・協力を図ることが必要となります。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育が受けられるよう、魅力ある学校づくりを推進するととも

に、日頃から児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取組を推進してまいります。

次に、教職員の負担につきましては、児童生徒の問題行動等に対し、早い段階から管理職のリーダーシップのもと、学校全体でチームとして対応するとともに、必要に応じて学校が家庭と関係機関をつなぎながら、組織的に児童生徒や保護者を支援できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「キャリア在り方生き方教育」につきましては、平成28年度から全市立学校で実施しており、各学校が特色を生かし、学校教育目標、児童生徒の実態、地域・保護者の願いに応じて重点目標を決め、教育活動を見直し、改善を図っているところでございます。

「キャリア在り方生き方教育」の推進にあたりましては、「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で、「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の担い手となる人材」の育成を目指しております。

地域との交流や体験を通じて、地域について理解を深めたり、自己と社会とのつながりを考えたりすることで、将来、共に支え合う地域社会の一員としての自覚を高め、主体的に生きる力を育ててまいります。

◎質問

しかしながら、現実はなお厳しく子供の貧困が声高に呼ばれる中、社会の歪みに対しても大いに目を向けなければなりません。安心安全の社会の実現には犯罪を減少させる地域づくりと共に更生保護の立場から再犯をなくす社会を目指す必要があります。いずれにしても将来、社会を支える一員としての成長を育む幼児教育をはじめ、教育力が強く望まれますが、小学校と同時に家庭での躾も同様であります。教育長の素直な見解を伺います。

◎答弁（教育長）

本市におきましては、子どもの実態や子どもを取り巻く環境等、変化が激しい今日の社会情勢を踏まえて、平成27年3月に策定した、かわさき教育プランに基づき、教育施策、教育活動等を推進しているところでございます。

かわさき教育プランの策定にあたりましては、子どもは、将来へ限りなく夢や希望を抱くものであり、その子どもを見守る大人は、子どもが子ども時代を幸せにすごしてほしい、そして生涯にわたって幸せな人生であってほしいと願うものであるという思いがございました。

変化の激しい今日の社会情勢の中におきましても、未来あるかけがえのない子どもたちには、誰もが夢や希望を抱いて充実した生きがいのある人生を歩めるようにすること、また、個々の多様性が尊重され、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会を構築することが教育の使命であると考えております。

一方、「しつけ」は、学習習慣、生活習慣、運動習慣など、人間としての在り方生き方の基盤となる人間形成を図る重要な教育であると考えております。「しつけ」という言葉は、裁縫のしつけ縫いと同義の言葉であると言われますが、今日、一部の若者にしつけ縫いがなされずに型が崩れたり、あるいはしつけ糸をいつまでもついている、すなわち、いつまでもひとり立ちできない状態が見られることが有識者等から指摘されるところでございまして、今日の教育の根本的な課題であると認識しております。

人間としての在り方生き方の基盤、基軸を築くためには、成人、社会人に至るまでの過程で、発達の段階に応じて、社会的資質や行動力、規範意識などが高められるよう、学校、家庭、地域が一丸となって指導、援助することが極めて重要であると考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、現在策定中のかわさき教育プラン第2期実施計画の中で、キャリア在り方生き方教育の推進を重点に位置づけまして、すべての学校において、保護者、地域の皆様と協働して、計画的・系統的に推進し、子どもたちの健全な育成を図ってまいりたいと考えております。

◆学校給食に係る取組状況について

◎質問

学校給食施策について伺います。

まず、中学校給食に係る取組状況についてですが、9月より中学校給食がスタートし、先般、文教委員会において、初めて中学校給食の実施状況を視察しました。学校までの配送、配膳室までの移動に関しては、概ね順調に準備が進められているように見受けられましたが、生徒の盛付け・喫食するまでには、クラスによってはバラツキが見られ、準備が遅いクラスもありました。現在、給食がスタートした各中学校において、生徒の休み時間授業への影響はどうなっているのか伺います。

また12月からスタートした中学校において、今後、準備の遅れが生じるような学校への対策などについて伺います。

また、学校給食センター長期修繕計画についてですが、学校給食センター使用開始から約15年間の維持管理運営業務期間中は事業者によって、こまめな点検・補修による予防保全で給食センターを運営し、終了後の20年目に市が大規模修繕を実施すると計画されております。そこで伺います。何をもとにこの年数が設定されているのか、15年間の予防保全が実施される中で、20年目の大規模修繕が必要あるのか、主な計画と掛かる費用の概算について中部・北部それぞれの給食センターの取組について伺います。

併せて、小学校給食に関するアンケート集計結果並びに給食費の改定について伺います。

本市はこれまで小学校給食において平成21年度に設定した230円の給食費を据え置き、給食を提供してきたとのことです。しかし食材価格の上昇、平成26年の消費税5%から8%への増税によって給食の質の維持は困難となり、保護者や児童からも質の改善を求める意見が寄せられております。この度のアンケート結果をみると、これから目指していく事の問い合わせに関し、ほとんどの項目において9割を越える保護者が「とてもよいと思う」「よいと思う」と回答しているのに対し、給食費を230円から270円に設定したいとの問い合わせには、「良いと思う」以上の回答をした保護者が8割台となっております。これを踏まえ、これまでの学校給食においてどう努力し、工夫してきたのか具体的に伺います。

また、今後に生かせる取組などがあるのか併せて伺います。現在、他の政令指定都市の1食当たりの学校給食費が、これから本市が改定しようとする270円と同等額の設定をしている市から参考にしている取組はあるのか、また、今後給食費を改定した場合どのように献立を充実させ、保護者・児童が満足いく給食を提供できるのか、詳細について伺います。

平成31年の消費税10%への引き上げの際に影響分を転嫁するとありますが、1食あたり何円になるのか伺います。

また、直後に改定を実施しなければならない状況も懸念されますが、何度も改定とならないよう、検討が行われているのか見解を伺います。

◎答弁

はじめに、中学校給食実施に伴う時程への影響につきましては、本年9月の南部学校給食センターの稼働後、職員が配送対象校を訪問し、給食の実施状況について確認を行っているところでございます。

学校からは、準備の早いクラスは役割分担がしっかりできていることや、生徒が自主的に配膳

や配食の方法について話し合い工夫していること、また、給食が始まることにより当日の時程に影響がでたことはない旨、報告を受けております。

今後も学校訪問を順次実施するとともに、効果的な取組につきましては、校長会等を通じて情報提供してまいりたいと考えております。

次に、12月1日から本格実施した中部・北部学校給食センター配送対象校における給食の実施状況についてでございますが、この日を迎えるにあたり、学校の給食関係職員を対象とした説明会等を開催し、先行実施している学校の取組などについて周知してまいりました。また、各学校においても配膳シミュレーションを実施し、11月下旬には本番ながらの試行給食を2回行うなど準備を重ねてまいりました。

今後も引き続き、学校と連携し、温かくて美味しい「健康給食」をより円滑に提供できるよう、給食運営に取り組んでまいります。

次に、学校給食センターにおける大規模修繕の実施時期につきましては、国土交通省が監修する「建築物のライフサイクルコスト」や、メーカーの推奨する耐用年数等を考慮し設定しているものでございます。施設の維持管理にあたりましては、予防保全の考え方に基づき、適時適切にメンテナンスを行ってまいります。しかしながら、20年後には多くの建築部材や設備等が更新時期を迎えるため、大規模修繕を行うものでございまして、30年間にわたって学校給食センターを安定的に稼働させるためには不可欠なものでございます。

大規模修繕の主な内容といたしましては、屋根、外壁等の建築部材の塗装や、空調、給排水衛生設備等の更新を行うものでございます。概算費用につきましては、中部学校給食センターは約7億6千万円、北部学校給食センターは約7億4千万円を想定しているものでございます。

次に、30年後以降の学校給食センターの対応につきましては、将来の施設の劣化状況や社会情勢の変化等を踏まえ、施設の在り方等について、今後検討してまいります。

次に、小学校給食費の改定につきましては、食材価格の高騰への対応等について、これまで、国産品の使用など、食材の安全を確保しながら、葉物野菜が高い時期には根菜類を活用するなど、献立の工夫をすることで、必要な栄養価を確保してまいりました。

しかしながら、このような工夫にも限界が生じてきており、使用できる食材の品目の減少や、果物やゼリーなどの提供回数の減少など、様々な制約が生じるようになってきております。

今後につきましても、食材価格の動向を踏まえ、子どもたちにとって魅力のある献立内容となるよう工夫を重ねてまいります。

小学校給食費の改定にあたりましては、他の政令指定都市19市の改定の経緯や給食費の額等をヒアリングし、参考としたところでございます。

今回の改定後には、小中一貫した9年間の「健康給食」の推進を目指し、「とにかく美味しい」「自然と健康になる」「みんなが大好き」をコンセプトとして、年間1食平均で15品目以上の食材を使用すること、旬の果物や、デザートの提供回数の増加、米飯給食の回数の増加など、献立内容の充実を図ってまいります。

次に、消費税率引き上げ時の対応につきましては、その影響額や、食材価格の動向等を注視しつつ、改定について検討してまいります。

◆学校保険について

◎質問

本市に於ける乳幼児・児童・生徒の保険の整備状況について伺います。

今年9月、レスリング85キロ級の全日本学生王者がスパーリング中に頭から落ち病院へ救急搬送されました。現在も入院中で、深刻な後遺障害が残る可能性があり、このケースでは治療やリハビリの費用負担に加え後遺障害の補償の対応も必要となるとの事です。

一日の大半を過ごす学校内では安全・安心と学業の両立は必要不可欠ですが、本市における平

成27年度の学校内外での学校保険の対象となった事故件数及び事故内容、補償状況について伺います。

それが重大事故に至った場合の責任の所在、その補償範囲は現在の保険制度が適用可能なのか伺います。

学校保険の補償範囲が死亡事故・後遺障害までカバーする事が出来る保険が必要であるかを検討すべきと考えますが見解を伺います。

◎答弁

市立学校に在籍する児童生徒等の学校の管理下における、けが等の災害に対しましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、医療費や見舞金等が給付されております。

平成27年度の災害共済給付状況につきましては、市立学校全体で、医療費給付が7,687件、

その内容につきましては、骨折、捻挫、挫傷・打撲等の負傷が7,213件、疾病が474件となっており、総額9,016万2,049円が給付されております。

また、見舞金等につきましては、5件、その内容は、眼、上肢、下肢の障害等となっており、総額601万円が給付されております。

あわせて、本市の独自の制度として川崎市立学校事故災害見舞金として、5件、35万円を支給しております。

次に、重大事故に至った場合でございますが、学校管理下で発生したものと認められる場合について、医療費の他に、2800万円を上限として死亡見舞金が、

3770万円を上限として障害見舞金が、日本スポーツ振興センターの災害共済給付から給付されることとなっており、これらの災害共済給付は学校等の責任の有無にかかわらず対象となるものでございます。

次に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付による補償の範囲についてでございますが、日本スポーツ振興センター法などの法令により、その給付内容や給付水準が定められており、死亡や後遺障害の場合などの重大事故においても見舞金が給付されております。

◆パラムーブメントに関する義務教育課程における取組について

◎質問

かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンについて伺います。

義務教育過程における取組が大変重要であります。そこで、教育委員会との連携と教員研修などの取組について伺います。

◎答弁

教員研修といたしまして、年2回実施している「共生*共育プログラム担当者研修会」や年3回実施している「キャリア在り方生き方教育担当者会」、年4回実施している「人権尊重教育推進担当者研修会」などの機会を捉え、かわさきパラムーブメントによって目指すものと理念を踏まえ、子どもたちに身につけさせたい人権意識や助け合い支え合う精神の醸成、思いやりのある態度の育成などを研修内容として充実させてまいります。

◆新入学児童生徒学用品費について

◎質問

議案第154号平成29年度川崎市一般会計補正予算について伺います。

子供の貧困が社会問題となっている昨今、真に援助が必要な対象者への対応は、あって然るべ

きものであります。就学援助制度もその一つであります。その内、「新入学児童生徒学用品費」については、入学前ではなく入学後の支給となっています。今般、平成29年4月1日付で国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が改正され、従来から国庫補助の対象者であった「学齢児童又は学齢生徒」の保護者に加え、「就学予定者」の保護者も補助の対象となりました。この度、国の動きを受けて、本市においても新中学1年生の保護者に対して入学前に新入学児童生徒学用品費を支給するということですが、現状と今後の対応について伺います。

◎答弁

本市の「新入学児童生徒学用品費」の現状につきましては、入学後の4月に就学援助の申請を受け付け、認定された児童生徒の保護者に対しまして、学校を通じて7月に支給しているところでございます。

今年度は、11月30日現在で、新小学校1年生1,060名に対して一人当たり40,600円を、新中学校1年生1,145名に対して一人当たり47,400円を支給いたしました。本年4月に、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が改正されたことを受けて、本市の就学援助制度においても、「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給について検討してまいりました。

その結果、今後の対応といたしましては、新たに中学校1年生となる児童の保護者に対しましては、現在既に就学援助の認定を受けている小学校6年生が対象となることから、現状の事務の流れを大きく変更することなく実施することが可能となりますので、平成30年度の入学者から入学前の3月に支給してまいりたいと考えております。

また、新たに小学校1年生となる就学予定者の保護者に対しましては、未就学児の段階でその保護者に周知し、申請を受け付け、認定を行い、支給する必要がございますので、新たな事務手続の仕組みを構築した上で、平成31年度の入学者から入学前の3月に支給してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（12月6日）公明党 ■

◆学校トイレの洋式化について

◎質問

市長は、学校トイレの洋式化をスピードアップするとして、過去4年間で改修した箇所の2倍を整備するとしています。全校改修の完了時期の見通しについて伺います。

◎答弁

学校のトイレにつきましては、平成20年度から学校トイレ快適化事業に取り組むとともに、平成28年度からは学校施設長期保全計画に基づく、学校施設の長寿命化に併せて、トイレ改修工事を進めてきたところでございます。

平成26年度から今年度末までの4年間で約450箇所のトイレの快適化が完了する予定でございまして、今後、整備が必要となるトイレ約2050箇所につきましては、全ての市立学校のトイレの快適化の早期実施に向け、その手法等について、現在検討を進めているところでございます。

◆問題行動調査について

◎質問

平成28年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果についてです。

公表された調査結果では、暴力行為、いしめ、長期欠席の実態が明らかになりました。まず、暴力行為については、小・中学校ともに増加しており、今後、児童生徒の生活環境等の背景を分析するとの事です。特に保護者との連携強化は欠かせません。現状と今後の取組みを伺います。

いじめについては、認知件数が平成27年度の661件から504件増加し、1,165件と大幅に増加しました。どれだけ、早期に対応できたかが重要です。現状と今後の取組みを伺います。

今年度から新たに調査された、いじめの解消率は84.6%ですが、解消率向上への課題について伺います。

また、いじめは、一時的に解消されたように見えても、長期的に注意深く見守っていく事が必要です。校長を含む、学校内での情報共有は勿論、小学校と中学校との情報共有も必要と考えます。併せて、校長と教育委員会との早期の情報共有と支援体制の強化が求められます。特に情報共有は小さい事案でも共有できる体制が求められます。現状と今後の取組みを伺います。

長期欠席については、小中学校ともに長期欠席児童数、不登校児童数が増加しました。小学校における不登校児童数は、1,000人あたりの出現数が5.2人、中学校では38.2人です。調査結果をどのように受け止め、対策を強化していくのか伺います。

また、不登校児童・生徒が不登校期間でも学習に取組める対策も必要です。現状と今後の取組みを伺います。

◎答弁

はじめに、「暴力行為の発生件数」につきましては、暴力行為が増加した要因といたしまして、繰り返し行為に及ぶ児童生徒が増加したことや、些細な喧嘩等も暴力行為としてとらえたため、増加したものと考えております。

暴力行為の減少に向けての今後の取組といたしましては、暴力行為の多かった学校への指導主事訪問等を行うことで、当該児童生徒が置かれている状況、暴力行為に及んだ背景を把握し、指導・支援を粘り強く行ってまいりたいと考えております。また、保護者や関係機関とも連携し、担任や児童支援コーディネーター、生徒指導担当教諭を中心に組織的に対応してまいります。

次に、「いじめの認知件数」が増加した要因につきましては、文部科学省がいじめを積極的に認知することを肯定的に評価するなど、いじめの認知に関する考え方が各学校に定着し、教職員がきめ細かく児童生徒の様子を見守っていることによるものと考えております。

また、いじめ解消率向上への課題といたしましては、被害児童・生徒の心のケアについての対応を継続すること、事案の引継ぎを確実に行うこと等が挙げられます。

次に、情報共有につきましては、これまで管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応することや日常的な情報交換や情報共有の重要性について、周知・徹底を図ってまいりました。各学校においては、児童生徒指導にかかる会議を通じて、実践を共有・協議すること等で児童生徒指導体制の強化を図るほか、児童支援コーディネーターと生徒指導担当教諭等による小中学校間での情報共有にも取り組んでいるところでございます。

また、区・教育担当は、いじめの対応の協議のほか、子どもや保護者から寄せられる相談に対しても学校が適切に対応できるように、支援に努めているところでございます。

さらに、全教職員にリーフレット「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして～いじめ問題の理解と対応～」を配布し、研修等で活用するよう各学校への周知・徹底を図ってまいります。

次に、不登校につきましては、その背景には、様々な要因があることから、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育が受けられるよう、魅力ある学校づくりを推進するとともに、日頃から児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取組を推進してまいります。

また、学習面での支援につきましては、担任等が家庭訪問をする際や、相談室等の教室以外の場所において、児童生徒の状況に応じた学習機会の提供を行っているほか、適応指導教室「ゆうゆう広場」や「不登校家庭訪問相談」を利用している児童生徒に対しては、必要に応じてICTの活用を行うなど、学習環境の整備に努めているところでございます。

今後も、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援となるよう、取組を進めてまいります。

◎再質問

平成28年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について市長に伺います。

調査結果では、暴力行為、いじめ、不登校の項目全てで件数が増加しました。子どもたちの成長過程を教育現場や地域、関係機関が更に連携を深め、支えていく必要があります。市長は、市政への考え方の中で、「自分は置き去りにされていないと思える社会づくり」を標榜されています。この度の調査結果を踏まえ、見解と改善に向けた取組みを伺います。

併せて、いじめなどの悩みについて、相談しやすい環境整備が求められます。スマートフォンの普及によりLINE、TwitterなどのSNSが、コミュニケーションの手段として、電話よりも多く利用されています。全国的にも、LINEを活用した相談事業を試験的に行う自治体での成果も見られます。本市の導入について、市長の見解を伺います。

◎答弁（市長答弁）

児童生徒の問題行動等が増加しているという調査結果については憂慮しており、一人ひとりに寄り添った支援を充実していかなければならない課題であると認識しております。

教育委員会に対しましては、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、学校が関係機関と連携して、組織的に取り組むよう、要請したところでございます。

また、SNSの活用につきましては、先行して実施している自治体では、多くの相談が寄せられるメリットもある一方、その後の継続的な相談につなげることが難しいなどの状況もございますことから、慎重に調査・研究を進める必要があると考えております。

◆外国籍児童生徒との交流について

◎質問

また、「教育の取り組み」が非常に重要です。現状でも人権教育を実施しておりますが、本市在住の外国籍児童生徒との交流の場の確保など本市の特徴を活かした交流プログラムが必要と考えます。教育長の見解を伺います。

◎答弁（教育長答弁）

本市では、帰国・外国人児童生徒の受け入れを積極的に進めており、児童生徒同士が学校生活の中で、それぞれの文化を誇りに思い、互いの文化を尊重し、理解し合う、多文化共生教育を推進しているところでございます。

また、異文化理解を深めるためのプログラムとして、「民族文化講師ふれあい事業」を、多くの学校で実施しており、近年は、韓国・朝鮮、フィリピン、中国、ベトナム、フランス、カナダ等の文化を紹介するなど、交流を行っております。

今後も、外国籍児童生徒等との交流を通して、様々なものの見方や考え方を学び、自分自身を高め、他者とともに生きる国際感覚豊かな児童生徒の育成を目指してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（12月7日）共産党 ■

◆就学援助制度、高校奨学金について

◎質問

就学援助制度についてです。

川崎市の就学援助利用者は政令市平均の3分の2にとどまっています。既存制度の底上げというのであれば、就学援助の認定基準を生活保護基準の1.0倍から引き上げるべきです。伺います。

これまで就学援助の入学準備金は入学後の7月に支給されていましたが、今回の補正予算で、中学校の入学準備金は今年度から入学前の3月に、小学校は来年度から同様に3月に支給する方向が出されました。重要な前進ですが、必要なものを買い揃えるためには3月では間に合いません。1月か、せめて2月に支給できないのでしょうか、伺います。

中学校の体育の授業で武道が必修化され、必要となった柔道着の購入費約4千円は重い保護者負担です。政令市のうち8市は「体育実技用具費」として柔道着代を就学援助の対象として支給しています。本市も柔道着代など体育実技用具費と生徒会費・PTA会費を援助対象に追加すべきです。伺います。

高校奨学金についてです。

子ども・若者生活調査では、「経済的な理由で進学を諦めた」「中退した」「今後その可能性がある」との回答が、経済的に厳しい世帯では50%、中程度の所得の世帯でも26.8%にのぼりました。報告書も「教育費負担軽減策の拡充を図っていくことが重要」と結論付けています。京都市は「学習状態が良好」という基準を柔軟に運用して5千人に奨学金を支給しています。相模原市は来年度から市民税非課税世帯を対象に年間10万円・入学準備金2万円を支給する高校奨学金を導入しますが、成績要件は設けていません。本市も成績要件をなくすべきです。伺います。

◎答弁

はじめに、就学援助制度につきましては、本市では、就学援助の認定に際し、生活保護を受給している「要保護者」に加え、生活保護基準額の1.0倍以下の所得を基準とした「準要保護者」に対し、就学援助費を支給しているところでございます。

各自治体が採用している生活保護基準額に乘じる倍率や、参照している生活保護の扶助の種類は、様々でございますので、単純な比較はできませんが、本市が採用している基準額は、要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から、必要な水準を満たしているものと考えております。

次に、「新入学児童生徒学用品費」の支給につきましては、入学後の7月から入学前の3月に支給時期を変更することにより、各家庭の新入学に向けた準備に資するものと考えております。

次に、体育実技用具費等につきましては、保護者負担を軽減するという観点から、引き続き関係局と協議しているところでございます。

次に、高等学校奨学金につきましては、本奨学金制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒に対し奨学金を支給することを目的としたものでございます。現行制度の本来の趣旨に照らしましても、一定の成績要件の設定は必要であると考えているところでございます。

◆教員の定数内欠員について

◎質問

小・中・特別支援学校の教員の定数内欠員についてです。

毎年、欠員削減に努力することが約束されていながら目に見える改善は今年もありませんでし

た。2017年度の合格者数は2016年度に比較して小・中・特別支援学校合計では79人増えました。しかし、辞退者や退職教員の数が影響したのか、欠員は344人から315人と29人減っただけでした。ほとんど欠員が減らなかつたにもかかわらず、2018年度採用者の合格者数は2017年度より4人少ない391人でした。これでいったい何人の欠員が解消されるのでしょうか。2018年度の欠員解消の見通しについて伺います。

◎答 弁

教員採用にあたりましては、優秀な人材確保に向けて、教員採用パンフレットやポスターの作成・配布、全国の大学や市内外の会場における採用説明会の実施、ホームページや市政などによる情報発信を通して、川崎で進めている教育の理念・目標などに魅力を感じて、理解し共感してくださる方々に受験していただけるように取り組んでいるところでございます。

さらに、平成29年度実施の教員採用試験におきましては、インターネット申し込み等を取り入れるなどして、受験者の確保に努めてきたところでございます。

平成30年度の教員配置につきましては、再任用を含む教員採用選考など、欠員の一定程度の縮減に向け、現在、事務手続を進めているところでございます。

◎質 問

今回の市長選挙で市長は「定数をどうやって確保するかに全力をあげなければ」と、強い決意が表明されたとのことです。いまこそ市長にイニシアチブを發揮して、欠員解消を図っていただきたい、と思いますが、伺います。

◎答 弁（市長答弁）

本市の学校教育の充実を図るために、国に対しては、指定都市市長会等を通じて教職員定数の改善・充実を引き続き要望していくとともに、定数に見合った教員の配置につきましては、教育委員会に対して、多くの優秀な教員の確保に向けて、様々な努力と工夫を行うよう求めてまいります。

◆少人数学級の拡充について

◎質 問

少人数学級の拡充についてです。

総合計画の第2期実行計画をみても、習熟度別学習はでてきますが、少人数学級の拡充は確認できません。先日、委員会視察で伺った広島市では、すでに平成16年度に少人数教育推進のための段階的プラン・素案を策定し、中学校1年生まで35人以下学級を実施しています。実施5年後には、40人学級の指導経験がある教諭を対象に「取り組み状況に関する調査」では「1人1人の理解度やつまずき等に応じて丁寧に支援できるようになった」が96%の教諭から回答を得たこと「1人1人が作業的、体験的な学習活動をする場面を設定できるようになった」などの項目について肯定的な回答が得られたとの報告がありました。また、その翌年には「基礎・基本定着状況調査」の児童質問紙調査から「授業への参加意欲」や「授業のかわりやすさ」などについて導入前と比較して小学校、中学校ともに肯定的回答が向上しているとの結果が得られたとの報告もありました。広島市では基本に少人数学級実現のプランがあり、そのうえで必要な場合に習熟度別授業を行っていました。すでに16政令都市が少人数学級を独自に実施、拡充しています。川崎市に学級編制権が移譲されました。こんなに効果が認められる少人数学級を、どうして川崎の子どもたちに段階的にでも拡充しないのでしょうか。伺います。

◎答 弁

小学校3年生以上の少人数学級につきましては、各学校が実情に応じて、指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして実施しておりますが、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して少人数指導やチームティーチング等も実情に応じて選択できるようにしているところでございます。このように少人数学級を含め、きめ細やかな指導が行えるよう、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えております。

また、教職員配置の拡充にあたりましては、国による義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となることから、引き続き国に強く要望してまいります。

◆小学校給食費の改定について

◎質 問

小学校給食費の改定についてです。

来年度から現行の小学校の給食費を1食230円から270円に17%も値上げする案が出されました。年額平均7,150円の引き上げになり、現状でも大きな負担となっている学校徴収金がさらに値上げされることになります。市内の中学校全体では5億8千万円の保護者負担増です。食材価格の動向や望ましい献立、安全・安心を十分確保して望ましい給食を提供するためには、現行の230円では40円程度不足するからというのが値上げの理由です。義務教育における給食は、学校給食法でもあるように、心身の成長を保障し、好ましい食生活、食習慣を学び、生涯のこれら基礎となる食育であり、教育の一環です。したがって、食材価格の高騰があっても献立の質を下げず、安全・安心の給食を提供するのは当然であり、献立が充実されることは必要です。これまで食材費は全額保護者負担とされてきましたが、憲法26条の「義務教育は無償化とする」と規定されているように、本来は無償化すべきものであり、給食費についても、学校給食法施行時の事務次官通達では「自治体が食材費を負担することを禁止しない旨」を明記しています。この趣旨からすれば、食材価格の変動や献立の充実によって不足する1食40円については公費で負担すべきです。これまでの給食費の負担割合を改め、食材費に公費を導入し、値上げはやめるべきです。伺います。

◎答 弁

本市の小学校給食費につきましては、学校給食法等により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材費のみ保護者の負担とされていることから、公費負担の導入は検討していないところでございます。

今回、実施いたしました保護者アンケートにおきましては、学校給食費の改定について一定のご理解をいただいたところでございますので、平成30年4月の実施に向け保護者への周知を図るとともに、安全・安心を最優先に、学校給食を生きた教材として活用する食育を推進できるよう、栄養バランスのとれた魅力あるおいしい「健康給食」を提供してまいります。

◎再質問

保護者アンケートで学校給食費の改定について一定の理解をいただいたとの答弁でしたが、本当にそうでしょうか。「アンケートのお願い」は、この間の「食材価格の上昇や平成26年の消費増税等の影響により、今後も同額の学校給食費で学校給食の質を維持していくことが困難な状況となっております」と、設問3の(2)では「食材価格の高騰のため学校給食の質を維持していくことが困難な状況」として、1食当たり270円に改定する基準額について、どう思うかと聞いています。このように聞けば、保護者の大半は、値上げに反対できない回答を選択せざるを得なくなるのは当然です。保護者が値上げに賛成しているという回答・世論を導くための誘導質問に

他なりません。この誘導質問のアンケート結果を使って、値上げについて保護者の理解が得られているかのように利用することは、やめるべきです。教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

今回、実施いたしました保護者アンケートにつきましては、美味しいで健康的で、子どもたちが大好きな学校給食を今後も継続していくよう、学校給食の内容や学校給食費の設定等についての参考資料とするために実施したものでございます。

アンケートの作成に当たりましては、健康給食の方針や、保護者負担としている学校給食費が食材費相当分のみであること、近年の食材価格が高騰していることなど、学校給食を取り巻く現状を正確にお伝えするとともに、学校給食に関する保護者の御意見や御要望を率直にお聞き出来るよう、設問を設定いたしました。

学校給食費の改定に当たりましては、こうした保護者の御意見も参考としながら、学校給食法等の趣旨を踏まえて設定したところでございます。

◆学校トイレの洋式化について

◎質 問

学校トイレの洋式化についてです。

今年度末時点の見込みで、川崎市の中学校・高校・特別支援学校の学校トイレ約2,900カ所の洋式化率は約6割となります。洋式が約1,800カ所、和式は約100カ所となっています。先の市長選挙で、市長は「洋式化をスピードアップさせ、全校改修に向けて過去4年間で改修した箇所の2倍を整備」すると公約されました。この4年間での整備数は約450カ所ですから、今後の4年間でその2倍の900カ所の洋式化を進めると受け止めていいのか、市長に伺います。

◎答 弁（市長答弁）

学校は子どもたちの生活の場であり、トイレの洋式化は子どもたちが快適な学校生活を送るための最優先の課題であると認識しております。

今後は、トイレの洋式化を加速化し、市立学校全てのトイレの快適化を進めてまいります。

◆高校生の就労対策について

◎質 問

高校生の就労対策についてです。

2016年度の川崎市立高校5校の全日制の就職希望者の就職率は、99.6%と前年度より1ポイント上がりました。しかし、定時制高校5校では、88.5%と前年度よりも3ポイント下がっています。市立川崎高校定時制高校では、2017年度の求人数は339件と前年度の150件と比べても2.26倍増えています。求人業種は、建築関係、小売業、介護職が多くなっているとのことです。就職希望者は39名で現在の内定者数は18名。2社以上で就職試験をうけている生徒や前向きに取り組んでいない生徒などもいるとのことで、高校の全体の求人数は増えている、就職に結びつけられていない現状があります。就職を希望するすべての定時制生徒に対して就職が決定できるように支援と対策をどのようにはかるのか、伺います。

学校教育の中で、もっとも高校中退の可能性をもつ生徒たちに対して切れ目のない支援が必要です。今、学校や家庭ができないことを自治体や企業、民間のNPOなど外部資源との連携で生活面から学習、就労まで支援するスキームが広がっています。本市では、2015年に川崎市立高校定時制が、NPO法人のかわさき若者サポートステーションに委託し、モデル事業として当初は就労支援から事業が実施されました。現在は、生活に様々な課題をもつ生徒の居場所「ぽちっとカフェ」の名称で、総合的な相談支援の場として、多くの生徒たちが利用しています。「誰でも身

構えず気軽に集える場所で、日常の雑談の中で、いろいろな悩みを広い、そこから必要な支援を広げていけたら」との支援者の声です。この10月からは、市立高津高校定時制が、「いっぽ」の名称で、モデル事業が始まりました。週2回、生徒が登校して授業が始まる前と後の時間帯を利用し、コネクションズかわさきの2人のスタッフが対応します。就労支援を中心に事業を実施するとしています。市立川崎高校定時制で実践してきた事業をどう生かそうとしているのか、橋高校・総合科学高校定時制、他2校についても見解を伺います。

◎答弁

はじめに、定時制課程では、全日制課程に比べ、在籍生徒の年齢構成が幅広く、中途退学や不登校を経験した者、特別な支援を要する者、海外とのかかわりが深く言葉の支援を要する者など、現在の生活だけでなく、就職活動や卒業後の就労などに課題や不安を抱えた生徒が多く学んでいるものと考えております。

また、生徒の職業的自立に向けては、関係機関との連携が不可欠であり、市立高校では、外部人材を活用した講演会の開催や面接指導の実施、企業への就労体験や説明会への参加を積極的に促すなど、生徒の就労支援・就労対策に努めております。

引き続き、関係機関と緊密な連携のもと、就職希望者の進路実現に向け、1年次からの計画的な進路指導に取り組むとともに、中途退学や卒業後の就労支援の窓口についても、積極的に周知してまいります。

次に、生徒への自立支援につきましては、生徒の中途退学を減らすとともに、卒業後に自立した社会人として成長していくよう、「居場所づくり」「学習サポート」「キャリアサポート」を柱に、現在、川崎高校、高津高校の2校をモデル校として、定時制生徒自立支援事業を進めているところでございます。

川崎高校ではカフェ形式の「居場所づくり」に力点を置いた取組を推進し、昨年度は全校生徒の6割を超える生徒が利用しております。

また、今年度から開始した高津高校においては、「キャリアサポート」に力点を置き、キャリアコンサルタントの資格を持つ専門スタッフを配置し、学校とスタッフが連携しながら、取組を進めているところでございます。

今後につきましては、両校でのモデル事業を検証し、それぞれの定時制高校の特色や生徒の実態を踏まえながら、他校への展開も含め、生徒へのより効果的な自立支援について検討してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（12月7日）民進みらい ■

◆小学校給食について

◎質問

次に、小学校給食について伺います。

本年12月1日から市内全ての中学校で給食が開始され、子どもたちの食育が進むことが期待されます。本市は「給食を通じた健康づくりの食育を進める」とし、「かわさき教育プラン」「健康増進計画」「第2期かわさき健康づくり21」の中にも給食を通じた適切な食生活の指導がうたわれています。また、国においても、栄養教諭が食育推進上不可欠な教員であり配置促進に努める旨が示されています。食育の推進にあたっては栄養教諭の配置拡大が重要ですが、本市の配置率は19%と全国・県平均を下回っています。栄養教諭の充実について検討が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、小学校の給食調理室について伺います。本市のほとんどの給食調理室は公立学校建物の基準で示された面積が確保されていません。改修工事がなされていない小学校校舎では、専用トイレがない、シンク数不足など狭くて作業に支障をきたす、温度調節ができない、調理員の休息スペースが狭いという環境で給食調理が行われています。また、調理室の温度調節が不可能な場合、食品の安全性にも問題が生じます。小学校の給食調理室の環境改善を早急に進めるべきと考えますが見解を伺います。

次に給食費について伺います。小学校の給食費は平成21年度の改定以降、消費税が引き上げられた際にも据え置かれ、食材費も高騰していることから質が低下せざるを得ない状況でした。今回、アンケート調査などを実施した上で、1食あたり270円に引き上げることが報告され給食の質の改善が期待されますが、どのように算定したの伺います。また、今後消費税が10%に引き上げられる際の対応について伺います。

◎答弁

教育委員会といたしましては、かわさき教育プラン第2期実施計画の素案における重点事業のひとつとして、「食育」を掲げているところでございます。

「食育」の推進にあたりましては、栄養教諭及び学校栄養職員は、その専門性を活かして、学校給食をはじめとする食に関する情報提供や他の教職員への支援を行うことで、重要な役割を担っております。

栄養教諭の充実につきましては、家庭との連携を含めて、学校給食を通じた「食育」を効果的・効率的に推進するため、「食育のあり方」全体の中で栄養教諭を位置付ける必要があると認識しておりますので、他都市における取組状況も踏まえ、関係部局とも協議しながら、引き続き検討してまいります。

次に、給食調理室につきましては、これまでも児童数の増加に伴い、改修が必要となる学校では、より働きやすい給食調理室となるよう環境改善に努めているところでございます。

また、各学校の給食調理室は、それぞれ配置や構造等が異なりますことから、学校からの申請等に基づき、現場の状況を確認しながら、学校と協議して対応しているところでございます。

学校施設の老朽化に伴い、給食調理室内の暑さ寒さ対策や、狭隘な室内スペースなどの課題も認識しており、作業環境の改善は安全で安心な給食を提供するために大変重要なことでございますので、より一層現場の状況把握に努め、引き続き、給食調理室の環境改善に取り組んでまいります。

次に、小学校給食費につきましては、平成21年度の改定以降、9年間給食費の額を据え置いてきましたが、近年の食材価格の高騰や消費税率引き上げ等により、学校給食の質を維持してい

くことが困難な状況になっております。そうした中、「食育」の観点からも肉・魚・野菜など多様な食材を使用し、旬の果物やデザートの提供回数を増やしていく等、望ましい学校給食を提供するためには、40円程度不足が見込まれることから、平成30年4月から1食当たり270円に改定するものでございます。

また、消費税率引き上げ時の対応につきましては、その影響額や、食材価格の動向等を注視しつつ、望ましい献立内容が提供できない場合には、改定について検討してまいります。

今後につきましても、安全・安心を最優先に、学校給食を生きた教材として活用する「食育」を推進できるよう、栄養バランスのとれた魅力あるおいしい「健康給食」を提供してまいります。

■ 一般質問（12月15日）自民党　末永議員 ■

◆対話支援機器「コミューン」の活用について

◎質問

本市内のろう学校において、本製品がモニターとして使用されたと伺っておりますが、評価について教育次長に伺います。また、今後の取組方針についても伺います。

◎答弁

平成27年度に、市立聾学校として「コミューン」のモニター調査に協力したところでございます。児童からは、「音声が聞き取りやすくなった」との評価があった一方で、障害の特性が違う児童生徒には効果は限定的でありました。

市立聾学校の教育方針においては、「幼児・児童・生徒個々の心身の発達と聴覚障害の状態に応じて、適切なコミュニケーション手段を活用した教育を行う」ことを位置付けておりますので、支援機器の活用につきましては、一人ひとりの障害の特性を踏まえながら、幼児・児童・生徒や保護者、専門家等の意見を参考に検討してまいります。

■ 一般質問（12月15日）共産党　宗田議員 ■

◆橋樹官衙遺跡群保存活用計画について

◎質問①

指定範囲の中で残っている土地はどのように公有地化していくのか伺います。

◎答弁

指定範囲内の民有地のうち、影向寺部分を除いた範囲につきましては、これまで、土地所有者からの要望等があった場合には、公有地化を図ってきたところでございますが、現在策定しております「橋樹官衙遺跡群保存活用計画」におきましても、土地公有地化の方針を位置づけることにより、優先的に公有地化を図ってまいります。

◎質問②

「たちばな古代の丘緑地」の公開活用について、どのような整備を考えているのか、何らかの構造物を作ることは可能なのか、伺います。

◎答弁

「たちばな古代の丘緑地」を含む橋樹官衙遺跡群の保存整備につきましては、現在策定を進めております「橋樹官衙遺跡群保存活用計画」の中で、整備の基本方針を示す予定でございますが、建物の様子をわかりやすく示す具体的な方法や内容につきましては、来年度の「橋樹官衙遺跡群整備基本計画」の策定において検討してまいります。

本市唯一の国史跡として、有識者や関係団体等からの御意見も参考にしながら、地域や学校教育等で活用していただけるよう、整備を行ってまいりたいと考えております。

◎質問③

公園部分の維持管理は、どこがどのように行うのか伺います。

◎答 弁

「たちばな古代の丘緑地」につきましては、国史跡管理団体である本市が、地元町会を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行っており、今後も、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進を図ってまいりたいと考えております。

◎質 問④

情報発信についてどのような手段を考えているのか、SNS等の活用についても伺います。

◎答 弁

橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡衙跡と隣接する古代寺院跡である影向寺遺跡から構成され、これらの配置等が古代の地方官衙の典型的な姿を表しており、古代における地方行政機関のあり方を知る上で貴重な事例でございます。

こうした橘樹官衙遺跡群のもつ価値や魅力を広く全国に発信し、他地域の人々が橘樹官衙遺跡群について気軽に見る・知る・調べること等ができるよう、史跡専用ホームページの開設やSNS等を活用して充実した情報発信を図ってまいりたいと考えております。また、パンフレットやガイドブック等を作成し、市内だけでなく、古代官衙関連の遺跡等が所在する地域にも配布する等、積極的な連携・交流を図ってまいりたいと考えております。

◎質 問⑤

学校教育との連携について、どのように推進するのか伺います。

◎答 弁

橘樹官衙遺跡群における発掘調査等により発見された遺構や遺物は、遠い昔の生活の一端を想像することのできる貴重な資料であり、このような歴史を感じられる資料を実際に見たり、触ったりすることは、教科書を読むだけでは得られない感動を味わうことができます。また、子どもの頃から郷土の歴史や文化財に慣れ親しむことで、史跡の次世代への継承にも繋がる大切な取組であると考えております。

これまで小学校への出前授業を実施し、市内や学校周辺の遺跡に関する理解を深めるとともに、遺跡から出土した土器や石器に触れながら学習する機会を設けてまいりました。今後も、これまでの取組を継続的に進めながら、橘樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や魅力等についても、学校教育の場で総合的に学習できるような活用のあり方を検討してまいりたいと考えております。

◎質 問⑥

路線バスからのアクセス向上と案内版の整備について、駐車・駐輪スペースについて伺います。

◎答 弁

橘樹官衙遺跡群における史跡への交通アクセスや史跡説明板・サイン、ガイダンス施設、駐車・駐輪スペース等の便益施設の整備等につきましては、来年度の「橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の策定の中で、利用者の利便性の向上を図るための具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

■ 一般質問（12月15日）公明党 川島議員 ■

◆不審者対応訓練について

◎質問①

2001年に発生した、付属池田小事件を契機に、学校施設への不審者侵入を防ぐ対応が図られてきました。その中で、不審者が侵入した場合、児童の安全な誘導、教職員の対処法など、本市でも対応が図られていると思いますが、不審者対応のマニュアル作成、訓練の実施について現状を伺います。

◎答弁

不審者対応につきましては、学校施設に不審者の進入を防ぐ対策が重要なことから、登下校時以外は、学校の門は常に施錠し、来校者には教職員がＩＤカードの提示を求め、進んで声かけをする等の対応を実施しているところでございます。

学校における安全管理につきましては、「学校保健安全法」において、「学校安全計画」を各学校で作成して体制を整備することとなっており、不審者対応につきましても、教職員の対応方法、児童の避難誘導、情報の集約の仕方等についての対応マニュアルを作成し、全教職員が共通理解を図っているところでございます。

小学校における不審者対応訓練につきましては、教職員の果たす役割が重要なことから、不審者の侵入を想定した教職員による対処方法等を確認する訓練や研修などを行っているところでございます。

◎質問②

災害時の危機管理と同様、訓練の実施は定期的に全校で実施することが望ましいと考えますが、見解と今後の取組みを伺います。

◎答弁

学校が児童の健やかな成長を育む安全な場所であり続けられるよう、教職員が日頃から危機管理意識を高く持ち、児童の安全を守るために適切な行動をとれることが重要であると考えております。

不審者が侵入した際には教職員がどのように対処すべきかなど、各学校において不審者対応について再確認するとともに、不審者対応訓練を実施するよう、周知徹底を図ってまいります。

■ 一般質問（12月15日）公明党 河野議員 ■

◆災害時対策、避難所開設について

◎質問

地元、多摩区の避難所開設時に開設の応援との思いで、何力所か伺いました。

暗闇の暴風雨の中、灯りのない「災害時備蓄倉庫」からの物資の持ち出しや車いすでの避難者に対しての「トイレ」準備の課題を感じました。配置された職員の方々の中には、初めてその避難所に来る方もおり、学校の入り口(正門や裏門など)の場所がわからず、「避難所開設表示」が実施されてない場所もありました。テレビの設置には、テレビの置場所や端子の設置場所についてもわかりません。避難所開設運営には、学校等の施設管理者等の連携も必要です。連絡先も避難所開設スターターキット等に表示しておく事が重要です。学校との連携について、今後の取り組みを教育次長に伺います。

◎答弁

災害発生時における学校の役割は、児童生徒の安全確保と安否確認でございますが、発災直後は避難所運営の十分な体制を整えることが困難であると想定されますので、一定期間は学校が施設管理の視点から、避難所運営の協力を可能な限り行うことが必要であると考えているところでございます。

そのためにも、日頃から区役所、学校などの関係者が避難所運営に係る学校施設・設備の利用などについて、あらかじめ協議・調整を図っておくことが重要なことと認識しております。

さらには、夜間休日等に避難所に派遣された職員が、学校施設管理者等に確認を取る必要が生じることも想定されますので、緊急時における学校施設管理者等との連絡体制の在り方につきまして、関係局区と検討してまいりたいと存じます。

■ 一般質問（12月15日）無所属 渡辺議員 ■

◆教職員の長時間多忙化解消について

◎質問

平和推進事業、平和教育について

ノーベル平和賞受賞式では広島の原爆被害者であるサーロー節子さんから核廃絶に向けて演説がありました。川崎市は平和館において広島や長崎の展示をはじめ、平和推進事業について企画展示をしてきました。そこでまず、平和教育について伺います。予算議会では各区役所で行なっている巡回展示についても伺い、世田谷区で実施している中学校での巡回展示についても質問をした際に教育長からは平和についての学習は重要であり、各学校の取組を支援していきたいとの答弁をいただきました。今年度は中原区と高津区の2校で展示を実施されたようです。こうした取り組みの今後の展開について、平和教育の推進という視点で教育長に伺います。

また、こうした展示を通して、教育現場で新たな活動がありましたらお答えください。

◎答弁

巡回展示につきましては、実施校を増やす方向で検討していると関係局から伺っておりますので、こうした展示を活用して、生徒が戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会としてまいりたいと考えております。

また、これまでも、教員の各種研修会や授業研究会等で、平和館等の施設の活用を呼びかけてまいりましたので、今後も継続して取り組んでまいります。

■ 一般質問（12月18日）自民党 野田議員 ■

◆フッ化物洗口の実施について

◎質問①

次に市立小中学校を所管する、教育委員会へ伺います。まず、現在小中学校における食後などの歯磨きの実施状況を伺います。併せて、小中学校における健康教育とはどのような内容なのか、またその中で歯や口腔に対する教育はどの様に行われているのか伺います。

◎答弁

実施状況についての調査は実施しておりませんので、把握はしておりませんが、昼食後の歯みがきにつきましては、全校で実施している学校、一部の学年等で実施している学校、保護者や本人からの希望等で個別に実施している学校、実施していない学校と状況は様々であると考えております。

歯科に関する健康教育につきましては、小学校保健学習の「生活行動がかかわって起こる病気の予防」において、むし歯や歯ぐきの病気などを取り上げ、口腔の衛生について学んでおります。

また、小中学校特別活動の保健指導において、「自分の歯や歯肉などの口腔状態の把握」や「自分の歯・口に合わせた歯みがきの方法」などを学んでおります。

これらを通じて、児童生徒が自ら歯科保健の向上に努めることのできる力の育成を図っているところでございます。

◎質問②

ここからは、第3回定例会における我が会派の代表質問に対して示された答弁について、改めて伺います。まず、市立小中学校におけるフッ化物洗口実施についてのアンケートについてです。答弁では過去にアンケートを行ったことはないとの事でした。しかしながら、先ほどデータでも示した様に、川崎市歯科医師会が行った保育所でのアンケートでは、約87%の保護者が小中学校で行ってほしいと回答しております。それを受け、本市の市立小中学校でも導入に向けてのアンケートを実施すべきと考えますが、見解を伺います。

◎答弁

学校は、児童生徒が身近な生活の健康に関する知識を身に付けることや、自主的に健康な生活を実践できるような資質や能力の育成を目指す教育の場であると考えております。

各学校におきましては、これまでにも学校歯科医の先生方の御協力により口腔衛生教育、歯みがき指導、間食を含めた食に関する指導などを通して、児童生徒自らが歯科保健の向上に努めることができる力を育成してきたこと、家庭においてもむし歯予防についての意識が高まってきたことなどにより、むし歯の処置完了者と未処置歯のある者を合わせた児童生徒の割合が減少し、全国と比較しても低い割合であるという結果につながっております。

したがいまして、フッ化物洗口につきましては、基本的には、ご家庭のそれぞれの方針により、各家庭において実施していただくことが望ましいものと考えており、アンケートの実施については考えていないものでございます。

◎質問③

次に、過去の検討過程において、関係局や歯科医師等で構成される川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会などで協議をしたとの事ですが、教育委員会を除く、歯科医師会等の団体から導入にむけた建設的な意見や要望などがあったと思われますが、その内容について伺います。

◎答 弁

関係局や歯科医師等で構成される「川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会」におきましては、川崎市歯科医師会委員の方々から、フッ化物洗口について、「学校における実施」「説明会の実施」「実証実験校の設置」等の御意見・御要望をいただきおりました。

これに対しましては、誤洗口・誤摂取を起こさないよう、教員の洗口に係わる準備や指導の時間の確保、保護者の同意など、学校において一律に実施するには、様々な課題があることなどを回答しており、また、学校歯科医の方にも協力をいただきながら、歯科に関する健康教育を今後も取り組んでいくことなども回答しております。

◎質 問④

次に、協議会において、教育委員会が示した見解として、

- ①全ての保護者から同意を得ることが困難、
- ②実施の有無が混在した場合の誤洗口、誤接種の可能性があること、
- ③洗口を実施する時間の確保、
- ④洗口液の保存管理を適正に行う必要があること、

など学校において一律に実施するには課題があると考えているとの答弁がありました。

しかしながら、本市の公立・私立の保育所や京都市など、全国1万2千を超える施設が、保護者が希望した児童にのみ実施し、マニュアルなどを利用し厳格な管理のもと事故を防ぎ、子どもたちの健康を第一に考え時間を確保し、将来にかけても続く歯の健康の為に乗り越えてきた努力であります。本市保育所や京都市をはじめ導入自治体の増加を受け、改めて教育委員会の見解を伺います。

◎答 弁

フッ化物洗口を全ての市立小学校において実施しているのは、政令市におきましては京都市のみで、神奈川県内で実施している自治体の例はございません。このような状況から、それぞれ各自治体でむし歯予防についての取組方が異なっているものと理解しております。

教育委員会といたしましては、これまで、学校歯科医の先生方の御協力により口腔衛生教育、歯みがき指導、間食を含めた食に関する指導などに取り組んでまいりましたが、今後もこうした取組を進めるとともに、歯科医師会とも連携しながら、保護者への啓発を含めた学校歯科保健の充実を図ってまいりたいと考えております。

◎質 問⑤

最後に市長に伺います。

市長の新マニフェストに「未来を託す子供たちにより良い環境を」とあります。この素晴らしい川崎市を担っていく子ども達の笑顔とお口を守るために、川崎市歯科医師会も進めるべきと提言する施策であります。健康格差を補う費用対効果の大きな施策であり、全国で取組が進む現状など、幾つかのデータを示させて頂きましたが、それらを見ての率直な見解を伺います。今年は、福田市長が一丁目一番地として掲げた中学校完全給食もスタートし、温かい給食が中学生に届けられました。健全な歯で美味しい給食を頂けることは何より幸せな事であります。

同規模の政令指定都市の京都市で、年間1,090万円で行われ、しっかりと効果を出している現状下で、本市においても政令指定都市で2番目となる市立小学校の全校導入に向か、前向きに取組むべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁（市長答弁）

本市におきましては、乳幼児に対する歯科健診や歯科保健指導、市立小中学校における歯科保

健教育を通して、子どもの生涯にわたる歯の健康づくりの基盤の形成に取り組んでおります。

子どもたちの歯の健康を守ることは大変重要であると認識しておりますので、学校歯科医の皆様などの御協力をいただきながら、本市の取組を推進し、子どもたちの健全な心身の育成を図つてまいります。

■ 一般質問（12月18日）公明党 田村議員 ■

◆通級指導教室の拡充について

◎質問①

本市における「通級による指導」を受けている児童生徒数の推移について伺います。

また、これまでも通級指導の環境整備の充実を求めてまいりましたが、開設状況など現状について伺います。

◎答弁

通級指導教室の利用児童生徒数は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、小学校言語通級の利用者は428人から507人へ、同じく情緒関連通級の利用者は437人から500人となっております。また、中学校情緒関連通級の利用者は96人から205人へ、聾学校難聴通級の利用者につきましては、28人から32人となっており、いずれも増加傾向にございます。

次に、通級指導教室の設置につきましては、平成23年3月策定の「かわさき教育プラン第3期実行計画」に基づき、平成26年度に北部地区へ生田中学校通級指導教室を、東生田小学校に情緒関連通級指導教室を、はるひ野小学校に言語・情緒関連併置の通級指導教室を開設したところでございます。

これにより、小学校には言語と情緒関連の通級指導教室を各区1教室、中学校には情緒関連通級指導教室を南部・中部・北部に各1教室の設置が完了したところでございます。

◎質問②

通級指導教室のセンター的機能の推進についてです。

通級指導教室を利用している在籍校の児童生徒や通常の学級に在籍する発達障害の可能性がある児童生徒、またコミュニケーションに課題のある児童生徒の理解と支援を促進することについては、通級指導教室が、その専門性を活かして、各区の小中高等学校を支援することが望ましく、センター的機能の充実が重要と考えます。訪問支援やコーディネーターを通じた支援など、現状と効果について伺います。

◎答弁

今年度、小中学校の情緒関連通級指導教室10教室に、センター的機能担当教員を定数で各1名配置したところでございます。センター的機能担当教員は、主に通級利用児童生徒の在籍する小中学校を訪問し、対象児童生徒の実際の生活場面を観察し、具体的な支援の方法等について担任や、小学校においては児童支援コーディネーター、また、中学校においては特別支援教育コーディネーター等に助言を行うことで、在籍校における指導力の向上を目指すものでございます。

現在、平均週1回は小中学校を訪問して、通級の専門性を生かした学校支援に取り組んでいるところでございます。訪問した学校からは「支援の具体的な方法や今後の支援の方向性について見通しが持てた」「一人ひとりの児童生徒の困り感に寄り添った助言が得られた」等の効果が多数報告されております。センター的機能担当教員が在籍校で得た情報が、通級指導教室での指導の充実にもつながっており、課題の改善が促進されることも期待されるところでございます。

今後は、通級指導教室のセンター的機能の効果的な活用をさらに進め、小中学校との連携を強

化することで、発達障害等の児童生徒の課題改善が在籍校内でも通級でもさらに進むよう、取り組んでまいりたいと考えております。

◎質問③

通級指導教室の教員は専門性も求められますので、様々な研修会に出席したり、自分たちで研修を企画したりして、知識・スキルを積んで取り組まれています。センター的機能が実施されることにより、更に担当教員等の専門性を高めるための取組は重要です。担当教員等に必要な研修内容やスキルアップの在り方などその状況と効果について伺います。

◎答弁

通級指導教室では、利用者一人ひとりの特性に応じた指導を行い、課題改善を図ることから、その担当者には高い専門性が求められるものと認識しております。

そのため、本市では通級指導教室担当教員の経験年数に応じた研修や、「心理検査によるアセスメント」、「障害に関する特性理解と指導」、「個別の指導計画の作成」といった目的別に多様な研修を実施しているところでございます。

さらに今年度から、通級指導教室のセンター的機能担当教員には、担任、児童支援コーディネーター、特別支援コーディネーターに対するコンサルテーションについての研修を新たに実施したところでございます。

また、言語聴覚士1名が、通級指導教室を専門に巡回する取組も開始したことでの、通級指導教室担当教員が移動することなく研修や指導・助言が受けられることや、検査のアセスメント等に言語聴覚士の専門的な知見を活用できること等の効果が報告されているところでございます。

今後とも発達障害等の児童生徒への指導の充実を図るため、通級指導教室担当教員の専門性の向上に努めてまいります。

◎質問④

次に高校での通級指導について伺います。

我が党は、高校での「通級指導」制度化に向けて「将来の制度化に向けた検討、モデル校等を活用した実践的な研究を始める必要がある」と訴えてまいりました。いよいよ来年度から通級指導が導入されます。改めて、現状と制度化の意義について教育長に伺います。

◎答弁（教育長答弁）

はじめに、市立高校における特別な教育的ニーズのある生徒への支援につきましては、今年度から新たに心理の専門職である「高等学校支援員」による各校への巡回訪問を実施し、生徒、保護者に対し、専門的な立場から助言を行うとともに、担任や特別支援教育コーディネーター、養護教諭との連携を図りながら、各校における生徒の支援計画作成のサポートや関係機関の紹介などを開始したところでございます。

この効果として、生徒理解の促進、学校全体での情報共有、関係機関との連携強化などが報告されているところでございます。

次に、高校における通級指導につきましては、小中学校で通級指導を受けている児童生徒が年々増加傾向にあることから、学びの連続性を確保しつつ、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、及び必要な支援を提供するために制度化されたものでございます。

制度の導入により、支援が必要な生徒の学習や生活における課題の改善や克服、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、生徒の学習意欲や自己肯定感の向上などの効果も期待されるところでございます。

◎質問⑤

国からは高等学校における通級による導入に向けた今後のロードマップが示されました。

本市高等学校の通級指導の体制整備について教育課程など主な制度の内容を含め、課題と方向性について伺います。

◎答弁（教育長答弁）

はじめに、高校での通級指導制度の内容につきましては、学校教育法施行規則の改正により、「障害に応じた特別の指導」を、年間7単位を超えない範囲で高校の教育課程に加え、又はその一部に替えて実施することで、卒業に必要な単位数に加えることが可能となったところでございます。

一方、「障害に応じた特別の指導」につきましては、必履修科目や総合的な学習の時間等に替えることができないなどの制約があり、各校の教育課程編成上の工夫が必要となるなどの課題もございます。

次に、本市における今後の方向性につきましては、平成30年度から通級指導を実施する県立高校3校や他県等での取組や、市立高校における特別な教育的ニーズのある生徒の実情を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

■一般質問（12月18日）民進みらい 山田議員 ■

◆道路の通行規制について

◎質問

次に、通学路の安全対策について教育次長に伺います。

通学路における安全対策として、学校関係者や道路管理者などによる課題抽出や改善に向けた取り組みについて、どのように進めているのか伺います。

また、一方通行や進入禁止等の通行規制や、スクールゾーンなどのほかに、通学路の安全対策として有効な取り組みがあればあわせて伺います。

◎答弁

はじめに、本市における通学路の安全対策につきましては、平成24年に国の通知により全国で実施した緊急合同点検の対策等を推進するため、教育委員会、学校、警察、道路管理者などの関係機関で構成される「通学路安全対策会議」を設置し、通学路の安全対策の取組を実施してまいりました。

また、関係機関の連携体制や通学路の点検の手順などこれまでの取組をまとめた「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、学校が保護者や地域と連携し、定期的に安全点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、改善要望を教育委員会に提出しております。改善要望については、「通学路安全対策会議」において検討し、通学路の安全対策を講じているところでございます。

次に、通学路の安全対策といたしましては、地域交通安全員の配置、各学校における児童生徒への交通安全教育のほか、PTAや地域の方々の御協力による通学路の見守りなどが有効な取組であると考えております。

■ 一般質問（12月18日）共産党 勝又議員 ■

◆図書館利用について

◎質問①

図書館を利用する人は、年々増え続け、いつも図書館は、本を借りる方や、学習する方が多く集まっています。本離れと言われることがうそのようです。私もよく利用させていただいています。図書館を利用している方から、「麻生図書館の新刊本を増やすなど、魅力のあるものにしてほしい」との声があります。また、「予約をしてもなかなか順番がまわってこない、20人30人待ちもあるが、100人待ちという場合もある」という声もあります。予約の多い図書について、その状況について、伺います。また、平均予約待ち期間についても、伺います。

◎答弁

市立図書館の図書資料につきましては、各図書館の窓口又はインターネットから、全ての市立図書館の図書資料が予約可能となっており、利用者の指定した図書館で受け取ることができます。予約の多い図書資料の状況についてでございますが、

12月15日現在、最も多くの予約が入っている図書資料の予約件数は、1,951件となっております。

平均待ち期間につきましては、正確に把握することが困難でございますが、最も多くの予約が入っている図書資料については現在39冊所蔵しており、予約件数から割り返すと、1冊あたりの予約件数は約50件となりますので、例えば、貸出期間の上限である14日間として計算した場合には、これから予約する方は貸出を受けるまで約700日を要する試算となります。

しかしながら、貸出から返却いただくまでの期間が様々であること、新たな購入や寄贈により冊数が増えることもありますことから、この試算した日数につきましては、短縮されるものと考えております。

◎質問②

ほぼ2年待ちとのことです。新刊本をもっと入れてほしいという要望も含め、予約待ちがこれほど多いのです。これまででも要望があったと思われます。対応が求められます。伺います。

◎答弁

図書資料につきましては、「川崎市図書館資料収集要綱」に基づき購入しており、予約の件数が多い図書資料につきましても、各館の蔵書や予約の状況等を考慮しながら、購入冊数を決定しているところでございます。

また、ホームページ等で広く読み終えた本の寄贈の呼びかけを行っておりますので、人気の高い図書資料の寄贈があった場合には、併せて活用しているところでございます。

◎質問③

「麻生図書館は勉強スペースが少なく、予約制で高校生は困っている。高校生も勉強できるスペースの確保を」という要望が寄せられています。先日、図書館に伺ったときも、テーブルのある一般席は満席でした。学習スペースについては、市長への手紙の中にも要望されているとお聞きしましたが、その内容と、対応について、伺います。

◎答弁

各図書館には、読書や調べ物等で図書館資料を御利用いただくために閲覧席を設けております。

「市長への手紙」などでお寄せいただいた、閲覧席の増設や自習スペースの新設等の御要望につきましては、限られたスペースの中で、できるだけ多くの方に御利用いただけけるよう、時間を区切っての利用や、閲覧席以外にベンチ等を設置するなど、各図書館の実情に応じて工夫しながら、対応しているところでございます。

◎質問④

麻生図書館は、新百合丘駅のすぐそばにあり、小田急線と多摩線の結節点でもあるため、とても便利な場所にあります。買い物をしながら、ちょっと、立ち寄ることもできます。ですが、2週間の貸し出し期間を過ぎないように返却に来るのは大変です。特に、麻生区は山坂の多い地域が多く、図書館に来るのは、バスに乗って、また、電車で4駅も乗り越して、いかなくてはなりません。「図書館の返却ポストを駅前に設置してほしい」という要望があります。返却ポスト設置についての、見解を伺います。

◎答弁

市立図書館の返却ポストにつきましては、図書館の開館時間外にも図書資料を返却できるよう、各図書館や図書館分館に設置しているほか、図書館施設以外にも、行政サービスコーナーなど市内5箇所に設置しているところでございます。

新たな返却ポストの設置にあたりましては、周辺地域の状況や設置場所のバランスなどを考慮した上で考え方を整理し、関係局と調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

■ 一般質問（12月18日）自民党 廣田議員 ■

◆平和教育と戦没者追悼式典について

◎質問①

終戦から72年を迎え、今年も日本各地で平和を祈る追悼式が行われました。本市では72年前の4月15日川崎大空襲があり、市内人口の約1/3の10万人を超える罹災者がいました。平和の尊さ、戦争の悲惨さを若い世代に継承していくことは、大切な課題ですが、本市に於ける平和教育の目標及び基本的な考え方と学校教育に於ける平和教育の取組状況について伺います。

◎答弁

各学校では、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質・能力と、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成することを目指して、平和教育に取り組んでおります。基本的な考え方としましては、各教科等の指導や、キャリア在り方生き方教育、人権尊重教育、道徳教育等あらゆる教育活動を通して行うことを重視して、平和教育を推進しております。

具体的な取組としましては、社会科におきましては、戦争体験者の話を聞いたり、戦跡を取り上げて戦争について学習したり、日本国憲法の平和主義、国際平和に向けた取組等を学習しております。

総合的な学習の時間におきましては、平和について考える学習に取り組み、修学旅行で広島を訪れ、平和に関する施設訪問や、語り部の話を聞くこと等を通して、平和についての理解を深めております。

また、道徳の時間におきましては、国際理解・国際親善の学習で、他国の人々や多様な文化を理解するとともに、国際貢献について考える学習に取り組んでいるところでございます。

◎質問②

平成20年の第2回定例会一般質問で児童・生徒の代表が戦没者追悼式へ参加する事について伺った所「国や神奈川県、他の政令市において児童・生徒の代表が参加している例はない」との答弁でありましたが、その後も国、神奈川県、他の政令市では、同様の状況が続いているのか伺います。

◎答弁

政府主催の「全国戦没者追悼式」におきましては、児童生徒が遺族として参列し、青少年代表が献花を行っていると伺っております。

神奈川県主催の「神奈川県戦没者追悼式」におきましては、児童生徒の参列者としての参加はないと伺っております。

また、各政令市で行われます戦没者追悼式におきましては、児童生徒の参加自体がない政令市と、遺族である児童生徒の参列がある政令市、児童生徒の代表の参加もある政令市と、様々あると伺っております。

◎質問③

他都市で児童生徒の代表が追悼式に参加している例は無いのか伺います。

◎答弁

他都市におきましても、児童生徒の参加自体がない都市と、遺族である児童生徒の参列がある都市、児童生徒の代表の参加もある都市と、様々あると伺っております。児童生徒の代表の参加がある追悼式では、児童生徒による作文の朗読や、メッセージの発表等が行われていると伺っております。

◎質問④

広島市・長崎市での児童・生徒の代表の平和祈念式への参加について教育長の見解を伺います。

◎答弁（教育長答弁）

広島市・長崎市の児童生徒の代表が平和祈念式へ参列することにつきましては、意義深いものがあると考えております。また、被爆国である我が国で平和祈念式が行われていることや、次世代を担う児童生徒が参加していることを取り上げて学習することも、児童生徒が平和について考える上で効果的であると考えております。

各都市で行われている追悼式や祈念式等は、その都市の歴史的背景等を踏まえて行われているものと考えておりますが、平和な社会の実現に向け、戦争の悲惨さや平和の尊さ、追悼式や祈念式等の意義を学ぶことは重要であると考えております。

◎質問⑤

児童・生徒の代表が本市の戦没者追悼式に参加する事についての考え方を伺います。

◎答弁

児童生徒が平和について考え、平和館等の行事に参加したり、川崎市民として「川崎市戦没者追悼式」に参加したりすること等につきましては、子ども一人ひとりの思いと保護者の判断によりますが、意義深いものであると考えております。

また、児童生徒の代表を参加させることにつきましては、各行事や「川崎市戦没者追悼式」の趣旨、教育課程上の調整、保護者の判断等も踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。

す。

◎質問⑥

児童・生徒の代表が戦没者追悼式に参加する事は可能なのか伺います。

◎答弁

児童生徒の代表を「川崎市戦没者追悼式」に参加させることにつきましては、「川崎市戦没者追悼式」の趣旨に基づき、関係部局との調整、教育課程上の調整、保護者の判断等も踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。

◎質問⑦

川崎市戦没者追悼式に児童・生徒が参加する事は意義のある事との事ですが、どのような形で参加する事が考えられますか。

◎答弁

平和な社会の実現に向け、戦争の悲惨さや平和の尊さ、追悼式や祈念式等の意義を学ぶことは重要であり、その上で「川崎市戦没者追悼式」に川崎市民として児童生徒が参加することは意義深いものであり、参加につきましては子ども一人ひとりの思いと保護者の判断によるものと考えております。

児童生徒の代表を参加させることにつきましては、「川崎市戦没者追悼式」の趣旨に基づき、関係部局や市遺族連合会の意向を踏まえることが必要であると考えておりますが、現状といたしましては、教育課程上の調整や保護者の判断等もございますので、慎重に検討する必要があると考えております。

■ 一般質問（12月18日）公明党 花輪議員 ■

◆障害児等の学習支援について

◎質問①

発達障害のお子さんを持つ、ある保護者の方からご相談がありました。そのお子さんは、「読み」に困難を伴い、学校での学習に支援が必要なお子さんです。教科書や教材、学校での試験等に困難を抱え、お母様が必死になってお子さんに合う器具を探し、現在では、「音声ペン」によって反復練習を行い、かなり理解度が進んできたとのことでした、どの子にとってもわかりやすい授業、即ち授業のユニバーサル化が求められていますが、ソフト・ハード両面で支援の強化が必要であると強く感じました。通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒への対応の現状と今後の取組みについて伺います。

◎答弁

本市では、第2期川崎市特別支援教育推進計画に「授業のユニバーサルデザイン化の推進」を位置づけ、すべての子どもにとってわかりやすい授業、学びやすく参加しやすい学習環境づくりを推進しているところでございます。

通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援の在り方として、学習に集中しやすい環境をつくることや、写真や絵を使って、何をするのか見通しが持てるようにする等の取組が行われております。こうした実践事例をリーフレット「どの子にもわかりやすい授業をめざして」にまとめ、各学校に配布することで取組の促進を図っているところでございます。

あわせて、「読むことの難しさ」に対応する音声教材、「書くことの難しさ」に対応するテキス

ト入力機器等、一人ひとりの教育的ニーズに適したＩＣＴ機器の活用をはじめとする個別の支援の充実にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、特別な教育的ニーズのある児童生徒を含めたすべての子どもたちが、わかる喜びと達成感を味わえるよう、取組を進めてまいります。

◎質問②

関連して、日本語指導が必要な児童生徒の支援について教育長に伺います。

グローバル社会の進展とともに、外国籍等の児童生徒が増え、日本語指導が必要な児童生徒は、予め頂いた資料によりますと、平成25年、小中合わせて196人であったものが、平成29年には491人と2.5倍に急増しています。本市では、「日本語指導等協力者派遣事業」、「学習支援員の派遣事業」、「国際教室の設置」を行っているとのことです、この事業にボランティアとしてかかわっている方から、対象者の増加とともに、多種多様な状況があり、マンパワーの不足を懸念される声がありました。現状と課題、今後の取組みを伺います。

◎答弁（教育長答弁）

国際化の進展に伴い、本市でも多様な文化的背景を持った児童生徒が多く在籍し、日本語指導が必要な児童生徒の人数も増加しております。

本市におきましては、日本語指導が必要な児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、受け入れ体制の整備や日本語指導の充実など、様々な取組を進めているところでございます。

異なる文化的背景をもつ児童生徒が、母国やその文化に誇りを持ちつつ、互いの文化を尊重して過ごしていくけるよう、個々のニーズに応じた支援を充実していくことは大切でございます。多様な背景を持つ子ども同士の関わりは、広い視野と豊かな心を育む貴重な機会であると考えております。

今後も、一人ひとりに寄り添いながら、人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の充実を図ってまいります。

■ 一般質問（12月18日）共産党 片柳議員 ■

◆川崎区における区民館のあり方について

◎質問

労働会館を利用している労働団体や、教育文化会館内の市民活動コーナーの利用者も含めて意見交換を行い、意見を反映させるべきと考えます。また利用者、利用団体とともに市民の一般公募も含めてワークショップを開くべきです。教育次長に伺います。

◎答弁

市民館を整備する上で、市民の皆様から御意見を伺うことは重要なことと考えております。

川崎区における市民館につきましても、生涯学習の場として、利用者が使いやすく、また、利用者間の交流が生まれるような施設となるよう、関係局と連携しながら、平成30年度に、教育文化会館や労働会館の利用団体、及び公募による市民等が参加するワークショップを開催し、（仮称）川崎市民館に係る基本構想を策定する予定でございます。

■ 一般質問（12月18日）民進みらい 木庭議員 ■

◆色覚検査について

◎質問①

眼科医院に掲示してあるポスターを校内に掲示し、保健体育やキャリア学習の一環として生徒自身に色覚について知る機会を設けるなど積極的に啓発することを求めるが、教育長の見解を伺います。

◎答弁

本市の学校における色覚検査につきましては、児童生徒が自身の色覚の特性を知らぬまま不利益を受けることのないよう、「協力医療機関」の協力をいただきながら対応しているところでございます。

生徒が、進路に関する情報を収集し、進路の選択の際に、自身の能力や適性を考慮した上で、主体的に判断できるようにすることは、大変重要なことと考えております。色覚に関する情報の提供につきましては、検討してまいりたいと考えております。

■ 一般質問（12月18日）無所属 重富議員 ■

◆部活動遠征に関する収支報告書について

◎質問

部活動の遠征に関する収支報告が正確さに欠け、保護者への報告が遅れている部があることが分かりました。こうした事実について、教育委員会ではどのように考え、今後どのように対応を行うのか伺います。

◎答弁

市立高校の部活動につきましては、宿泊を伴う大会などに参加する場合は、あらかじめ保護者の同意を得た上で、参加に要する経費を徴収し、大会終了後、適切に保護者に収支報告を行うべきものと考えております。

しかしながら、一部の高校の部活動において、大会参加に関する収支報告の記載内容が保護者にとって分かりづらいことや、速やかに報告がなされていないことなど、課題があったと考えております。

教育委員会事務局といたしましては、部活動に係る保護者から徴収する経費について、各部活動顧問が、適正かつ速やかに保護者に報告するよう、各校長に周知徹底をしてまいります。

◆市民館利用時間枠と料金設定のあり方について

◎質問①

現在の市民館の使用時間区分が、午前(9時～12時)・午後(13時～17時)・夜間(17時30分～21時)の3区分となっているのはなぜか、また、各区分の間にある30分や1時間の時間は何のための時間か伺います。

◎答弁

使用時間の区分につきましては、他都市における類似施設の事例を踏まえながら、午前・午後・夜間の3区分に設定したものでございます。

また、各区分の間には、準備や片付け、点検等のための時間を設けているところでございます。

利用にあたりましては、各区分の使用時間内に会議や行事等を終了していただき、その後、片付けをした上で、速やかに退室していただいているところでございます。

◎質問②

スポーツセンターは、午前(9時～12時)・午後1(12時10分～15時10分)・午後2(15時20分～18時20分)・夜間(18時30分～21時30分)の4区分となっており、効率的であると考える。市民館の利用区分も4区分への変更を検討すべきと考えるが、まずは利用者へのアンケートを行ってはどうか?

◎答弁

区分の変更につきましては、現行の区分が利用者に定着していることや、活動内容等によっては利用者への影響も想定されることから、今後、アンケートにより利用者ニーズを把握し、施設の管理運営上の課題等を踏まえながら、変更の必要性について調査研究してまいりたいと考えております。

◎質問③

現在の市民館の使用料は、午前・午後・夜間で金額に差がある。いつから、また、どのような理由によって決定されたのか伺います。

◎答弁

現在の市民館の使用料につきましては、他の自治体との比較や本市の類似施設との均衡などを勘案しながら、昭和47年に「川崎市市民館条例」を制定した際に設定したものでございます。

その後、施設の新設、設備の更新などを踏まえ、受益と負担のバランスの観点を含め、個別に検討し、使用料を改定してきたところでございます。

◎質問④

平成28年度の午前・午後・夜間ごとの利用率は。

◎答弁

平成28年度の使用時間区分ごとの利用率は、午前63%、午後66%、夜間41%となっております。

◎質問⑤

午前・午後・夜間の料金差を無くし、時間単価に使用時間を乗じて設定すべきと考えるが、見解を伺います。

◎答弁(教育長答弁)

使用料金についての御質問でございますけれども、3区分を4区分にしたということで、午後の①、午後の②の時間帯を市民の方々がどのように利用されるかという所は注視してみなければいけないというふうに思います。例えば午後の4時間のところで、実際に使用される時間帯午後の2時から4時まで使う場合には午後の①から②に跨る時間帯となるわけでございます。そうなると、午後の①と午後の②両方とも利用しなければいけないというケースもございますので、市民の方々の利用実態も丁寧に調べながら、どのような区分がよろしいのか丁寧に調べていく必要があるというふうに思っております。また、先ほど提示ございましたスポーツセンターの例もございますが、スポーツセンターが4区分というお話でございますけれども、会議室の利用の実態

とスポーツをされる方の使用の仕方というのが同じかどうかというのは、これまた検討しなければいけないと思っておりますので、繰り返しになりますが、十分利用実態を見ながら今後考えてまいりたいと思っております。

■ 一般質問（12月19日）自民党 矢沢議員 ■

◆国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画について

◎質問①

遺跡群の所在する台地はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できません。計画に記載のある課題点として、「駐車場や駐輪場施設等がないとともに、駅やバス停からのアクセスがしやすいとは言い難い」ことが指摘されております。多くの来訪者に来ていただく為には、拠点駅から遺跡群を直接結ぶミニバスの運行等が、地域から求められているところですが、見解と今後の取組を教育次長に伺います。

◎答弁

現在、多くの方々に橘樹官衙遺跡群を訪れていただいているが、狭い道路や急な坂道が多く、駐車・駐輪施設がない現状から、アクセスの向上が課題となっております。

来年度策定する「橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の中で、史跡への交通アクセスの向上をはじめ、史跡説明板・サインの設置、駐車・駐輪スペース等の便益施設の整備等、利用者の利便性向上を図るための具体的な方法について検討する予定でございます。

◎質問②

はるか昔、大化の改新以降、全国が「国」に分けられ、さらにその国から郡が分けられました。本市唯一の国史跡である橘樹郡衙は、武藏国を構成している五つの郡衙の一つであり、当時の国衙と郡衙の関係性、橘樹官衙遺跡群の成立の背景や郡衙成立以前および廃絶後の様相を物語る歴史的な価値があります。史跡を活用したまちづくりを考える上では、府中市の武藏国府跡などと密な情報交換を行いながら、本市唯一の史跡が最大限活用され、随所に歴史を感じられるなどの自治体にも負けない素晴らしいまちづくりを展開していただきたいと考えておりますが、教育長に見解と今後の取組みを伺います。

◎答弁（教育長答弁）

橘樹官衙遺跡群は、古代地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる、全国的にも貴重な歴史・文化遺産でございます。

この橘樹官衙遺跡群の積極的な活用を通じて、市民の郷土に対する愛着と誇りを醸成するとともに、歴史的価値を活かした「まちづくり」や「ひとづくり」を進めていくことが重要であると考えております。

現地に立てば古代の雰囲気を感じ、郷土の歴史・文化と楽しく触れ合うことができる、そうした史跡の価値や魅力を知っていただけるよう、積極的に取組を進めてまいります。

◆学校給食における市内農産物の活用について

◎質問①

今月からいよいよ南部、中部、北部の3センターが稼働し始め、全体で3万3千食分の給食が提供され始めました。市内産農産物については、品目ごとの生産量や出荷時期等を踏まえ、毎月1回程度、統一献立で使用されることになりましたが、先ず、中学校給食は本年1月からスタートしましたので、今年一年の県内産、県外産、市内産農産物の総使用量と総支払額をそれぞれ伺います。また、来年は通年で3センター稼働となる初めての年となりますので、年間を通じての市内産農産物の使用量見込み、使用品目等の計画があるのか伺います。

◎答 弁

はじめに、平成29年の市内生産のある主な農産物の使用量等につきましては、使用量及び購入額に未請求の11月及び12月分を含むため、概算の数字でございますが、市内産農産物の使用量は、キャベツ、大根、にんじんなど、本年1月から12月までの合計で、約7.6トン、購入額は、約190万円でございます。

また、市内産以外の県内産農産物は、使用量が約6.3トン、購入額は、約150万円でございます。

一方で、県外産農産物は、使用量が約187トン、購入額は、約4,840万円でございます。

次に、平成30年の市内産農産物の使用量等についてでございますが、現在、品目別の生産量や学校給食における献立等を踏まえて、使用可能な農産物の選定をJAセレサ川崎と協議しているところでございます。

平成30年におきましても、長期休業期間中である8月や、農産物の端境期にあたり、集荷量の確保が困難な10月及び1月を除く各月におきまして、統一献立に市内産農産物を積極的に活用してまいりたいと考えております。

◎質 問②

中学校給食がスタートして以来、教育委員会で生徒、保護者、教職員に対して「中学校給食に関するアンケート」を実施しています。アンケート項目は多岐にわたり、どれも大切なものだと感じますが、川崎市内産農産物の使用に関する項目が一つもないことが残念です。先日、中学校給食用食材の納品にセレサモスに来る生産者の話を伺いました。その方は、「計画栽培は大変だが、自分が作った野菜が、子どもたちの給食に使われるというのは、責任を感じると同じにやりがいになる」とおっしゃっていました。生産者は、責任とやりがいを感じながら、一生懸命作った野菜を子どもたちが美味しく食べててくれたのかが気になります。子どもたちがどう生産者の想いに対して、食材を通じて感じてくれたのか、それを繋げることが大切な事だと考えます。食農教育、市内全域における川崎農業への理解促進、生産者への感謝の気持ちを醸成する意味でも是非アンケート項目に「市内産農産物に関する項目」を追加していただくことで、現在推進している取組に対する評価も分析しやすくなると考えますが、教育長に見解を伺います。

また、市民からは中学校給食の試食してみたい」という声をお聞きすることができます。保護者、市民が気軽に試食出来る環境が必要かと考えますが、併せて教育長に見解と取組を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

「中学校給食に関するアンケート」は平成28年1月から完全給食を開始した自校・合築校の4校におきまして、中学校完全給食の質的向上と、円滑な全校本格実施に向けた課題把握を目的に実施したものでございます。

現在、市内3か所の学校給食センターが全て稼働し、配送対象校における評価・検証も進めしていく必要があるものと認識しております、平成30年2月頃を目指し、配送対象校におきまして自校・合築校と同様にアンケートを計画しているところでございます。

アンケート項目に「市内産農産物に関する項目」を設定することにつきましては、定期的に市内産野菜を提供することにより、学校給食を通じて食にかかわる地域の人々の様々な活動に支えられていることを子どもたちが知ることは大変重要であり、こうした取組の評価・検証を進めることは、今後、さらなる食育充実を図る上でも有効であるものと考えておりますので、アンケート実施までの間に、設問について検討してまいります。

■ 一般質問（12月19日）公明党 春議員 ■

◆かわさき教育プラン第2期実施計画素案について

◎質問①

国では、平成27年3月に小中学校学習指導要領の一部を改訂し、道徳を「特別の教科道徳」として位置付けました。今後、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度より全面実施となります。これまでの「読み物道徳」から、「考え、議論する道徳を目指すとの事です。今の第2期実施計画素案の中で、どのように反映させているのか伺います。

◎答弁

道徳教育は、「かわさき教育プラン第2期実施計画 素案」基本政策Ⅱの施策2「豊かな心の育成」の中に位置づけられており、児童生徒がよりよく生きるために道徳性を養う、重要な教育活動であると捉えております。

これまで、道徳の時間を要として、学校教育全体の中で、他者の考え方を知り様々な見方や考え方につれ、自己の考え方を深めることができるような授業や、命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等の道徳性を養うことを目指した、教育活動に取り組んでまいりました。

今後も、これまでの取組を踏まえながら、発達の段階に応じた、様々な見方や考え方のある道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が、自分自身の問題と捉え向き合う、「考える道徳」「議論する道徳」の授業となるように、道徳教育推進事業として計画に位置付け、取り組んでまいります。

◎質問②

「特別の教科道徳」は全国的に深刻ないじめ問題の本質的な解決に向けての取組みでもあります。いじめ撲滅は重要です。全国学力・学習状況調査によると、本市の「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合は、平成27年度以降においても全国平均を下回っています。この原因をどのように分析し、今回の素案に反映させているのか伺います。

◎答弁

平成29年度の結果についてでございますが、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対して全国と比較いたしますと、「当てはまる」、「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合は、

小学校で本市95.7%に対し、全国は96.1%で、

中学校で本市91.5%に対し、全国は92.8%に

なっており、それぞれ0.4ポイント、1.3ポイント下回っておりますが、その差からほぼ全国と同程度と認識しているところでございます。

しかしながら、道徳が「特別の教科」として位置付けられたことを踏まえ、引き続き、全ての児童生徒がいじめに関する認識をしっかりと持てるように、「考え、議論する道徳」の授業改善はもちろんのこと、教師一人ひとりが児童生徒としっかり向き合い、「いじめは許されない」「いじめを早く解決して、みんなで安心して楽しい学校生活を送りたい」と思う児童生徒を育んでいくことが必要であると考えているところでございます。

このことから、「かわさき教育プラン第2期実施計画 素案」においては、いじめに関する意識の項目を参考指標として設定したところでございます。

具体的な取組といったしましては、小・中学校の道徳教育研究会と連携しながら、いじめについて考える授業を取り上げ、「学習指導要領実践事例集」に掲載し、全校に紹介するなど、教員が具体的な授業実践事例をもとに、児童生徒とともにいじめについて、話し合って考えるような授業

改善を支援してまいりたいと考えております。

◎質問③

いじめ予防について、大阪府吹田市市立豊津第一小学校では、昨年度から高学年を対象に年10時間のいじめ予防授業を展開し、子ども同士で気になるトラブルがあった際には教師に報告したり、子供同士でこれはいじめかもしれないなどと話し合ったりする姿が見られるようになっています。私は、平成27年第5回定例会において、いじめ予防プログラム導入の質問をさせていただきました。教育長は「現在、かわさき共生*共育プログラムには、いじめ防止に役立つエクササイズがございますが、今後、エクササイズ集の内容を見直すとともに、いじめ防止を意識した内容、表記を補っていくことは、かわさき共生*共育プログラムをさらに充実していくとともに、教職員のいじめ防止への意識向上、児童生徒の実践力を高めることにつながっていくものと考えておりますと、ご答弁いただきました。その後の検討状況と今回の素案での取組みを伺います。

◎答弁

はじめに、「かわさき共生*共育プログラム」のエクササイズ集につきましては、昨年度より冊子作成委員会を設置し、エクササイズの内容の見直し・再編のため検討を重ね、今年度、いじめ・不登校の未然防止に向けたエクササイズを新たに15種類、グループのメンバー間の緊張をほぐす「アイスブレイキング」を8種類追加したものを作成いたしました。

次に、「かわさき教育プラン第2期実施計画素案」での取組につきましては、基本政策Ⅲの施策1「共生社会の形成に向けた支援教育の推進」に位置づけ、児童生徒理解に基づいた指導の充実により、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期解決を図れるよう「かわさき共生*共育プログラム」を実施してまいります。

また、研修等の機会をとらえて、さらなる教職員の理解と意識向上を図り、子どもたち自身が互いを尊重しながら認め合うことができる力を高めてまいります。

◎質問④

また、本市では全国に先駆けて、「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、他者との違いを認め、互いに尊敬し合う意識や態度を育成するよう取組んでこられました。しかし、今回の素案には、「多様性を認め合い」などの表現があるにもかかわらず、性的マイノリティの記載がありません。その理由を伺います。

◎答弁

かわさき教育プランにおいては、これまでも、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置付け、性的マイノリティも含め、国籍、文化、性別、世代、考え方など、他者との違いを認め尊重し合う意識や態度の育成を図り、豊かな心を育む教育を推進してまいりました。

かわさき教育プラン第2期実施計画素案におきましても、基本政策Ⅱの2「豊かな心の育成」において、多様性を認め合い、違いが豊かさとして響き合う人間関係づくりを推進することとしております。

性的マイノリティの記載につきましては、今後第2期実施計画の策定を進める中で、具体的な表現等について検討してまいりたいと考えております。

◎質問⑤

さらに、東京オリンピック・パラリンピック大会が近づくにつれ、性的マイノリティの情報もこれまで以上に街にあふれ、子ども達の関心も高まってくると考えます。教職員からどのように児童生徒に伝えていくのか現状と取組みを伺います。

◎答弁

教育委員会といたしましては、これまでも、初任者研修、10年経験者研修、15年経験者研修、管理職研修等、ライフステージに応じた研修を実施するとともに、今年度は人権尊重教育推進担当者研修において、LGBTの方を講師とした研修を実施するなど、性的マイノリティへの教職員の一層の理解を深める取組をしてきたところでございます。

学校におきましては、教職員が性的マイノリティ全般についての言動に配慮するとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さないといった人権尊重教育に取り組んでおります。

また、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者に対し、教職員が相談しやすい雰囲気作りに努め、心情等に配慮した対応を行うとともに、スクールカウンセラー、専門医等を交え、サポートチーム会議を開き、発達の段階に応じた支援を行っているところでございます。

今後も引き続き、すべての児童生徒が、相手との違いを認め尊重し合える人権尊重教育の推進を図るとともに、児童生徒や保護者の意向を踏まえた支援や、教職員の理解を深めるための研修の充実等に取り組んでまいります。

■ 一般質問（12月19日）共産党 市古議員 ■

◆教職員の定数内欠員について

◎質問①

市長は、教育委員会に対して、多くの優秀な教員の確保に向けて、様々な努力と工夫を行うよう求めてまいりたい、と答弁されました。教育委員会は、教員採用にあたりいろいろ努力してきた、2018年度は再任用含め、欠員の一定程度の縮減にむけ、事務手続きを進めているところ、と答弁されました。今年初めの定数内欠員は315人でした。そもそも2018年度採用者の合格者数は、2017年度より4人少ない391人でした。2016年度の退職者数は校長、教頭、教諭、養護教諭の定年での退職者数合計で105人、定年前の退職者数あわせると197人でした。2017年度は、3月の定年退職者数は133人、定年前の退職者数はまだ集計ができていない、とのことでした。2016年度の小学校、中学校、特別支援学校の再任用教員はフルタイム教員で何人だったのか、短時間教員は何人だったのか、うかがいます。

定年退職者数は、昨年度より今年度のほうが多いのですが、欠員の縮減にあたり、再任用を含めてといいますが、この数年間の傾向をみれば、おおよその欠員数は予想がつくのではないでしょうか。いずれにせよ、391人という新規採用人数で縮減というのはかなり厳しいと思いますが、一定とはどのくらいと考えているのか、うかがいます。

◎答弁

教職員の欠員の縮減につきましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向、採用選考試験や再任用の応募状況など、様々な不確定要素がございますが、昨年度以上の縮減に向けて取り組んでいるところでございます。

◎質問②

前年度の教員採用試験で不合格になり、2017年度の臨時的任用職員として採用された人は288人で、そのうち、新卒で担任を受け持っている人は、今年7月1日現在、小学校で26人、中学校で9人、特別支援学校で1人と伺いました。新卒で正規教諭には基本的に新卒者2人に1人の指導教諭について初任者研修にあたっていると思いますが、臨職の方たちの必須教員研修は、いただいた資料によると年に1回、今年は7月に一日4時間半行つたということでした。以前教育長は他の議員の臨時的任用教員の研修の質問に対して、「教員というのは、そもそも教員免許を取得しています。ですので、一定の教員としても資質、能力というものは身についた形で教壇に立つ

ている。そのほか、区とかセンターの希望研修などもあるので、本人が勉強したい、と思えば、それがかなうだけの機会はつくっている」との見解を示していました。また、今後、研修のあり方を考えてまいりたい、とも答えております。奇妙に感じます。採用試験を受けて正規雇用された新卒教員には、初任者研修として研修が法律で義務付けられている、同じ教壇にたち、子ども達に教育をしている採用試験からもれた臨時の任用教員は研修は年に1回で、そもそも教員免許をもっているでしょ、と教壇に立ち、子ども達に同じように教育している、こういう人を、なぜ、採用試験で落としたのでしょうか。正規教員も新卒で担任を受け持つことはたいへんな重圧と聞きます。そんななかで先輩の教員に教えてもらい、研修をうけながら成長していくと思います。臨時の任用教員が多様な子どもたちがいる学校で、これだけの研修で、子どもたちの教育に責任をもち、質も担保していかなければならない、ということはあまりにも重圧です。研修のあり方は検討していくとのことでしたので、今回はあえて質問しませんが、日常的な臨時の任用教員のフォローバックはどうなっているのでしょうか、うかがいます。

◎答弁

指導経験の浅い臨時の任用教員をフォローし、力量を高めておくことは、将来の本市の教員の育成にもつながることから、大変重要なものであると認識しているところでございます。

日常的なフォローにつきましては、校内において管理職や経験のある先輩教員が、初任者はもとより、臨時の任用教員や勤務経験の浅い教員に対し、「授業づくり」「教育相談」「学校における危機管理」をはじめ、時期や場面に応じて校内研修を行っているほか、「学級経営」や「教科指導」「評価の方法」のアドバイスなども必要に応じて行っているところでございます。

また、各区の教育担当が、臨時の任用教員の配置されている学校を巡回訪問する際には、授業参観を通じて、学校へのフィードバックを行っているところでございます。

今後につきましては、全体研修の機会を増やすことや巡回指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

◎質問③

学校全体も余裕のない職員体制で運営しています。女性も多い職場のなか、産休や育休をとる教員にたいして、その代替はきちんと補充されているのでしょうか。産休、育休は突然ではなく、事前に予定がわかりますが、以前質問したときは、その代替もままならない状況がありました。4月時点で判明した場合はほぼ代替教員が配置できているようですが、年度途中で判明した場合、ほとんど対応しきれていない、とも聞きますが産休、病休の代替教員の、現状をうかがいます。教諭も人間ですからいつ突発的な病気になるか、わかりません。特に担任を持っている教員の、年度途中での病欠時の対応は教育委員会として代替教員の配置は対応できているのでしょうか、うかがいます。

◎答弁

はじめに、産前・産後休暇及び育児休業の対応につきましては、取得を希望する教職員の申請が各学校から日々上がってくることから、順次代替教員を配置することや、少人数指導等の担当を担任に振り替えるなどの校内体制の調整を行うことにより、可能な限り速やかに対応しているところでございます。

また、年度途中の病気休暇の対応につきましては、突然に発生し、予め分かるものではないことから、事由が発生した時点で、順次代替教員を配置することや、校内体制の調整を行うなどの対応を行っているところでございます。

教職員の代替につきましては、急な要請に応えて臨時の任用職員及び非常勤講師として勤務していただける登録者が限られていることから、速やかな対応は難しい状況ではございますが、教

員採用説明会やホームページ等を活用して、本市への代替教員登録についても積極的に広報し、必要な人材の確保に取り組んでいるところでございます。

◎質問④

教育次長は、教員採用にあたり、優秀な人材確保に向けて様々な情報発信をして、川崎で進めている教育の理念・目標などに魅力を感じて、理解していただける方々に受験していただけるよう、取り組んでいるとも答弁されました。受験生はこれから生活していくために、勤務条件などをシビアに捉えている方もたくさんいます。例えば住宅手当です。県費職員のときは、賃貸住宅に住んでいると1ヶ月28,500円支給されていました。市費負担に移行して、今年度は経過措置として家賃が34,000円を超える場合は家賃額に応じて16,500円から22,500円と聞きました、来年度は人事委員会勧告もあるので、総額の範囲で家賃補助に傾斜をつけて20歳台の若い教諭にそれでも県賞識員時代より少ないが配慮するということもでていて、現在調整中ということでした。川崎には十分な教職員住宅もありません。一人で自活していくうえではこの家賃補助もいざ就職地を決めるうえで、左右します。優秀な教諭を確保というのならばこの住居手当も県費時代と遜色ないように配慮すべきではないでしょうか、うかがいます。

◎答弁

旧県費負担教職員に適用される住居手当制度は、本年4月の市費移管に際しての調整により、現在経過措置中でございまして、平成30年度から本市の条例本則どおりになる予定でございます。

しかしながら、本年度の人事委員会勧告におきまして、平成30年度以降の本市の住居手当制度につきまして、国、他都市の状況等や若年層の状況等を踏まえた勧告が行われたところです。

現在、その取り扱いにつきまして、職員団体と協議を行っているところでございます。

■ 一般質問（12月19日）民進みらい 押本議員 ■

◆冬季における夜間の校庭開放について

◎質問①

夜間の校庭開放については、平成24年からこの第4回定例会にて毎年のように、質疑し、利用対象者の制限について、平成28年度より青少年団体等が使用出来るよう緩和を実現頂きました。そこで、まず、緩和前の平成27年度と比較して、平成28年度及び平成29年度10月末現在までの小学生並びに一般の利用者人数について伺います。

◎答弁

はじめに、一般団体のみを利用の対象としていた平成27年度の利用者数につきましては、9,622人ございました。

次に、18歳未満の未成年者が参加する団体まで利用を可能とした平成28年度の利用者数につきましては、夜間校庭開放を実施している7校のうち、工事中の1校を除く6校での実績となりますが、小中学生が

2,830人、高校生を含む一般が8,284人で

合計11,114人ございました。

今年度、7校の利用者数につきましては、10月末時点での小中学生が5,479人、一般が6,795人で合計12,274人となっております。

◎質問②

只今、ご答弁頂いた数字を図にしてみました。経年変化を見ますと、緩和初年度は、全体でおよそ1,500人の増加、内訳は、小中学生がおよそ2,800人増加の一方で、一般がおよそ1,300人減少しています。また、今年度は、数字が出揃う10月末までであります。すでにおよそ1500人増加しており、小中学生においては、倍増が見込まれ、一般も概ね昨年同様の数字で推移することが想定されます。ここから青少年団体の需要が喚起される一方、一般の団体の使用回数が若干減っている状況も読み取れます。開放期間・コマ数に限りがある中においては、やはり冬期について通年での開放が必然と考えます。前述の表にありましたように、開放期間については、13指定都市において『通年』で校庭開放を行っており、地理的条件等を加味した関東内でも冬期期間を制限しているのは、残念ですが本市のみであります。これまでの答弁では、各区施設において様々、課題もあるとのことで、調整を図りながら試行実施並びにその拡充の実現を求めて参りました。今後の対応について伺います。

◎答弁

利用者からの冬期開放の御要望も踏まえ、今月7日に学校長や利用団体の代表等からなる「学校施設有効活用あり方検討委員会」において検討いたしました結果、利用団体のマナー改善の課題はあるところでございますが、管理運営体制の整っている久本小学校で、今年度、1月から3月までの開放について改めて試行実施するとしたところでございます。

現在、全市の登録団体へ御案内を発送するとともに、学校や、開放指導員、利用調整やナイト照明のコイン販売を行う高津市民館との調整を進めているところでございます。

■ 一般質問（12月19日）公明党 吉岡議員 ■

◆生涯学習プラザのエレベーターについて

◎質問

昨年、生涯学習プラザの空調機故障について取りあげましたが、時を置かず唯一のエレベーターが故障し、保守部品もないことが明らかになっています。年間数万人が利用する施設でエレベーターが使えなければ施設機能に大きな支障が出ます。対応とスケジュールを伺います。

◎答弁

生涯学習プラザは、本市の生涯学習活動の拠点の一つとして、公益財団法人川崎市生涯学習財団が管理運営を行っておりますが、現在の建物は、築43年が経過しており、設備の老朽化が著しい状況にございます。

当該施設のエレベーターにつきましては、設置から23年が経過しているため、長寿命化工事として、平成30年度に設計を行い、31年度に改修を行う予定で調整してまいりましたが、11月中旬に不具合が生じ、現在も稼動できない状況となっております。

この間、保守点検業者や製造メーカーに確認したところ、既に保守部品の製造が終了しており、新たに部品を製造する必要があることから、現在、今後の対応について、関係局と調整を行っているところでございます。

■ 一般質問（12月19日）共産党 井口議員 ■

◆南生田小学校の給食室について

◎質問

南生田小学校の給食室についてうかがいます。

学校関係者から、「調理中の給食室の温度が37度を超え、湿度も70%近くになる。校庭の横に給食室があるので、砂埃が入るので窓も開けられず、扇風機も使えない」と訴えがありました。この学校は、平均1,000食を、11人から12人で調理しているため、場所も狭く、衛生や安全性が最優先される給食施設としてはちょっとひどいのではないでしょうか。「学校給食衛生管理基準」では、施設について、温度及び湿度管理が適切に行える空調等を備えた構造とするよう努めることとし、衛生管理のために「調理場は換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80%以下に保つよう努めること」とされています。窓も開けられないところはどこにもあるわけではありません。大規模校で狭いなどのリスクの高いこの学校については、改修すべきではないかと思いますが、うかがいます。

◎答弁

給食調理室内の暑さ寒さ対策や、外部からの砂埃等の混入を防ぐことは、安全安心な給食を提供するためには、衛生管理上、大変重要なことであると認識しているところでございます。

各学校の給食調理室は、それぞれ配置、構造等が異なりますことから、学校からの申請等に基づき、現場の状況を確認しながら対応しているところでございます。

今後につきましても、学校の給食調理室の状況に応じた対応策について検討を進め、給食調理室の環境改善に取り組んでまいります。

■ 一般質問（12月19日）共産党 大庭議員 ■

◆小杉小学校に通う児童の通学路とケア対策について

◎質問①

新設される（仮称）小杉小学校の学区の最終案では、小杉町3丁目から登校する子どもたちは、通勤時間帯と重なる中、武蔵小杉駅を通らなければならないお子さんや車の交通量が多い409号線と南部沿線道路の2つの幹線道路を渡らなければいけません。私もその間に現場を見に行きましたが、南武線、幹線道路を超える為に、人の流れに逆らうように登校しなければならず、再開発にかかる工事も進められ、安全対策を十分図る必要があります。

通学路決定に向け、正門ルートと西門ルートのルート検討されたとのことです。通学路として、このルートが適しているとなった場合は、例えば歩道を広げるための工事なども必要になることもあるかと思います。通学路を最終的に決定する場合の考え方と取り組み、今後の対応とスケジュールについて伺います。

◎答弁

通学路の検討につきましては、本来、通学区域の決定後に行うところでございますが、新設小学校の設置に向けた聴聞会や公聴会における、通学の安全性に関する御意見等を踏まえ、併せて検討してまいりました。

具体的には、これまで対象校の保護者や入学予定のお子様を持つ保護者等の御意見を伺うために、合同の現地確認やアンケートの実施などに取り組んできたところでございます。

これらをもとに、警察や学校、関係局区で構成されている「通学路安全対策会議中原区部会」におきまして、通学ルート案をお示ししながら、通学時の安全に関する検討等を行い、さらに、対象小学校PTA及び町内会等の代表で構成する「通学区域等検討会議」においても御意見をいただきてきたところでございます。

今後の対応につきましては、今年度末を目途に通学路素案をまとめ、新設小学校に係るPTA及び町内会等の代表、関係局区・機関、学校関係者等と協議するとともに、「通学路安全対策会議中原区部会」におきまして引き続き、安全対策を検討しながら、平成30年8月までには、通学

路の最終案を策定してまいりたいと考えております。

◎質問②

児童の心のケア対策についてです。

新年度、今井小学校や西丸子小学校で入学したばかりの子どもたちは1年間で、(仮称) 小杉小学校に移ることになります。友達ができ、学校にもなれてきた段階で、新しい学校に移る子どもたち、見送る子どもたちに対してのケア対応について伺います。

また、卒業を前にした6年生は、新しい学校で卒業をむかえることになるのか、学区の選択についての考え方を伺います。

◎答弁

はじめに、心のケアにつきましては、西丸子小学校及び今井小学校両校の児童が、来年度以降も学校や友達を大切にしながら、希望や期待をもって学校生活が送れるよう、新設小学校開校に向けた各種行事や開校後の交流等、様々な活動を検討してまいりたいと考えております。

さらに、児童の心に寄り添うために、両校の教員だけでなく、保護者や地域の皆様の温かい御支援をいただきながら、平成31年度開校に向けての準備も進めてまいりたいと考えております。

次に、新設小学校の通学区域にお住まいの児童につきましては、基本的には新設小学校に通学していただくことになりますが、高学年児童は中学校進学を間近に控え、転校後の通学期間が短いなど、環境の変化に対する配慮が必要であると考えておりますので、対象地域にお住まいの両校の新5年生及び6年生児童とその兄弟姉妹にあたる児童に対し、引き続き、現在の学校に通学可能となる特例措置を開校時に限り実施する予定でございます。

■ 一般質問（12月19日）無所属 小田議員 ■

◆学校給食室改修時の対応について

◎質問①

最近の給食室の改修実績と給食が提供できない期間について伺います。

◎答弁

児童の急増等に伴い、給食の供給能力に不足が見込まれる等の学校につきましては、調理設備の増設に併せ、より安全安心な給食が提供できるよう、給食調理室のドライシステム化や増床等の改修も行っております。

このような改修につきましては、平成27年度からの3年間で11校実施しており、改修に伴う給食休止期間は、各学校の給食調理室の規模等で異なりますが、概ね、9月から12月までの4か月間となっております。

◎質問②

保護者の方への通知はどのタイミングでどのように出しているのか伺います。

◎答弁

今年度に給食調理室の改修を実施している3校につきましては、昨年度の1月から3月の間に、家庭や地域等に配布する学校だよりや、保護者を対象にした学校報告会で給食調理室の改修に伴う給食の休止について、お知らせしたところでございます。

また、給食休止期間中における弁当の持参等につきましても、保護者の方々へお願いしてきたところでございます。

◎質 問③

改修期間中は給食センターからの給食提供はできないのか伺います。

◎答 弁（教育次長）

学校給食センターから給食提供を行う場合には、専用の配送車両やその駐車スペース、コンテナ、食器等が必要になることや、配膳室の整備等の課題があることから、現時点では小学校等に配送することは考えておりません。

学校給食センターの中学校給食以外での活用につきましては、中長期的な児童生徒数の推移等を踏まえて検討すべき将来的な課題として捉えているところでございます。

◎質 問④

今後の情報提供のあり方について検討できないか伺います。

◎答 弁

改修工事の実施に当たりましては、その前年度に実施設計を行う際に、改修工事の内容を学校へ周知するとともに、学校の意見等を聴取するため、年に8回程度学校との打合せを行っております。その打合せにおきまして、これまで改修工事を実施した学校での事例等につきましても、情報提供をしているところでございます。

今後につきましても、円滑な改修工事の実施とともに、保護者の方々へ十分な説明ができるよう、きめ細やかに学校へ情報提供をしてまいります。

■ 一般質問（12月20日）民進みらい 岩隈議員 ■

◆市立高校の整備計画について

◎質 問

12月11日の文教委員会で、かわさき教育プラン第2期実施計画素案が示されたが、それを拝見すると、そこに明記されていたのは、高校大学接続改革など高等学校を取り巻く状況の変化に対応するため、高校教育のあり方等、「市立高等学校改革推進計画第2次計画」の策定に向けた検討を行いますというわずか2行だけの文言である。

この1年、教育委員会は、第1次計画の検証をどのように行い何を課題として見出してきたのか伺います。

また、昨年の答弁で述べられた第2次計画を教育プラン第2次実施計画に位置づけ推進するという文言が、教育プラン第2期実施計画素案の中では、第2次計画の策定の検討にトーンダウン、後退している。市立高等学校改革推進計画の第2次計画をどのように進めて行くのか、方向性と具体的な工程をお示し下さい。

◎答 弁（教育長答弁）

はじめに、高等学校改革推進計画「第2次計画」につきましては、「第1次計画」の検証を行った上で、「第1次計画」から切れ目なく策定されるべきものと認識しておりますが、現在のところ、十分に進捗していない状況にございますので、今後、「第2次計画」の策定に向け、速やかに検証作業に着手してまいります。

次に、「第2次計画」の方向性につきましては、市立高校の生徒一人ひとりが、変化の激しい社会において、生きていくために必要となる力を身に付けることを目指すとともに、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を推進し、魅力ある市立高校づくりに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

また、「第2次計画」の策定に向けた工程につきましては、平成30年3月に策定予定の「かわさき教育プラン第2期実施計画」にお示ししてまいります。

■ 一般質問（12月20日）民進みらい 織田議員 ■

◆特別支援学校卒業生の進路について

◎質 問

次回、「特別支援学校等卒業予定者利用調整会議」への進路担当者等学校関係者の参加の有無について伺います。

◎答 弁

今後、開催される「特別支援学校等卒業予定者利用調整会議」につきましては、卒業予定者の障害の状況や必要な教育的配慮等の情報提供を目的として、進路担当者が参加する方向で、関係局と調整しているところでございます。

◆医療的ケアが必要な児童生徒への対応について

◎質 問

個別のニーズに応じた支援をより充実させる観点から、一人あたり1週で合計180分という一律のサービス提供の上限時間を個々のニーズに合わせた提供時間に変更できるのか、また、看護師派遣は、訪問看護ステーションに業務委託を続けるのか、保護者による潜在看護師の発掘活用

なども検討できないのか伺います。

◎答弁

はじめに、医療的ケアの提供時間につきましては、現在、小中学校等に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒の保護者を対象に調査を実施し、個々のニーズを把握しているところでございますので、一人ひとりが安全に学校生活を送るために必要な時間の確保に向けて努めてまいります。

次に、看護師の確保につきましては、今後も訪問看護ステーションに業務委託するとともに、児童生徒の状況によって業務委託で十分対応できない場合には、地域の有資格者の活用等、様々な手法について関係局と協議してまいります。

いずれにいたしましても、より個々のニーズに寄り添う対応に心がけてまいります。

■ 一般質問（12月20日）公明党 沼沢議員 ■

◆中学校給食の食べ残しについて

◎質問①

学校給食の食べ残しについて伺います。

南部地域24校の給食が始まって3ヶ月が経過しました。そこで、残食率について伺います。

まだ時期尚早との見方もあるでしょうが、最初が肝心だと考えます。環境省の統計によりますと、全国の給食の残食率の平均は6.9%で一人年間7kgに及ぶとのことです。食べ残しは、食材が無駄になるだけでなく、バランスを計算された給食を残すことで、育ち盛りの子どもたちの栄養不足にもつながります。本市の小学校給食自校方式の残食率はどれくらいか伺います。

先行している中学校給食南部地域における3か月間の残食率を伺います。

◎答弁

小学校給食につきましては、平成28年度の神奈川県教育委員会の調査において、白米やパンなどの主食が4%から9%、主菜や副菜が4%から7%と回答しております。

また、南部学校給食センターにおきましては、本年9月から11月までの平均で、欠席者や予備食等を考慮せず、単純に残食量を調理量で除した割合が13.6%となっております。

◎質問②

東京・目黒区立五本木小学校の2年生の教室。取材した日の給食の献立は、「めひかりの磯辺揚げ」や「糸こんにゃくサラダ」「じゃが芋と小松菜のみそ汁」「のりのつくだ煮と麦ごはん」などの和食。子どもたちが苦手そうな食材が多いが、栄養教諭・松本さん「小魚のめひかり分かった?これが本物。めひかりって名前は、光当たると目が光っているように見えるんだって」

食べ残しを減らす工夫のひとつが「食材を知る」。この学校では毎日、栄養教諭がその日の献立の食材を持って説明をしている。“ること”で、興味を持ち、食べられるようになるという。実際に、この日、先生や友だちに励まされながら、初めて魚とみそ汁を完食できた子どもいた。

数年前までは、この学校でも、食べ残しの割合が多く10%を超えること多くあったそうだが、今は約4.2%まで減少したという。しかし、苦労するというのが、子どもは家庭で食べ慣れないものは“苦手”になり、給食に出ると残してしまうこと。

そこでもうひとつ、工夫したのが“階段方式”による苦手の克服。階段方式とは、苦手なものの大さや味を変えて出すことで、徐々に慣れていく方法だ。

あるすまし汁に入っているのは、冬瓜(とうがん)。最初は、分からないように薄切りにして出し、次は、甘く煮て、大きく量も増やしてフルーツポンチに入れる。そして、最後は冬瓜だと分かる煮物として出しても、残さず食べててくれたという。

栄養教諭・松本さん「子どもたちが食べたいというものを出すことは簡単です。残食率だけを考えるのではなくて、苦手な物にも出会いながら、それでも食べられるようになることが、数年後には子どもたちが食べ残さない、何でも食べられるようになる」

また、五本木小学校ではその他にも給食の献立についての手紙やクイズを付けたり、栄養教諭が、野菜の生産者の畠を訪ねて学んだことを、子どもたちに話したりもしているという。

そこで本市の食べ残しを減少させる取組を伺います。

◎答弁

中学校給食におきましては、間もなく大人になる中学生が生涯にわたって健康的な食生活を送ることが出来るよう、コンセプトを「健康給食」として、野菜をふんだんに使用することや、塩分を控えながら出汁の味をしっかりと感じることの出来る味付けなど、「健康」と「美味しさ」を両立させる工夫をしているところでございます。

これまでの献立を振り返りますと、「切干大根」や「ひじき」、「とうがん」など、家庭で食べる機会が減ってきたと考えられる食材の残食が目立つ状況でございます。

多様な食材に慣れていくことも学校給食の大切な目的のひとつでございますので、今後も多様な食材を使用しながら、調理方法や調理量の工夫、学校への残食の状況のフィードバックによる、各学校での給食指導の充実など、さまざまな方法で食べ残しの減少に向けた取組を進めてまいります。